

平成 30 年度事業報告書

【船員保険事業】

(2018)

事業期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日



目次

加入者・船舶所有者の皆様へ	1
第1章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針	
1. 理念	2
(1) 基本使命	2
(2) 基本コンセプト	2
2. 事業運営の基本方針	2
第2章 30年度の事業運営方針と総括	
	3
第3章 加入者、船舶所有者、医療費の動向	
(1) 加入者、船舶所有者の動向	5
(2) 被保険者の年齢構成	7
(3) 医療費及び医療給付費等の動向	8
(4) 現金給付費等の動向	10
(5) 年金給付費の動向	12
第4章 事業運営、活動の概況	
1. 基盤的保険者機能	14
(1) 保険給付等業務の適正な実施	14
(2) 効果的なレセプト点検の推進	15
(3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	17
(4) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	17
(5) サービス向上のための取組	18
(6) 高額療養費制度の周知	20
(7) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨の取組	21
(8) 被扶養者資格の再確認	22
(9) 福祉事業の着実な実施	23
(10) 健全な財政運営	24
i) 30年度の決算の状況	24
ii) 2019年度保険料率決定までの動き	25
iii) 2019年度の收支見込み	28
iv) 被保険者保険料負担軽減措置について	29
2. 戰略的保険者機能	31
(1) データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施	31
i) 特定健康審査等の推進	33
ii) 特定保健指導の実施率の向上	35
iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり	36

iv) 加入者の健康増進を図るための取組の推進	38
(2) 情報提供・広報の充実	42
(3) ジェネリック医薬品の使用促進	48
3. 組織体制の強化	50
(1) 人事評価制度の適正な運用	50
(2) OJTを中心とした人材育成	50
(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等	50
(4) コンプライアンスの徹底	51
(5) リスク管理	51
4. 運営に関する重要業績評価指標（KPI）	53

第5章 その他

(1) 東日本大震災への対応	55
(2) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付について	55
平成30年度の財務諸表等	57

加入者・船舶所有者の皆様へ

平成 22 年 1 月、船員保険事業が全国健康保険協会に移管されましたが、これまでの間、私どもは、わが国の海運及び水産を支える船員の皆様及びそのご家族の健康と福祉の向上を図るため、職員が一丸となって事業運営に取り組んでまいりました。

事業運営に当たっては、船員保険協議会をはじめ加入者や船舶所有者の皆様のご意見を反映した自主自律の運営に努めるとともに、サービスの向上を図ってまいりました。おかげさまで、関係者の皆様のご協力とご支援をいただき、着実に事業を運営しております。この場をお借りして、改めて日頃のご高配に厚く御礼申し上げます。

財政状況につきましても、現時点では比較的安定していると言えます。しかし、これは、これまで減少傾向にあった被保険者数が 27 年度以降増勢に転じていること、平均標準報酬月額が 7 年連続で増加していることなどが大きく寄与しているところであり、被保険者の年齢構成割合を見てみると 50 歳代から 60 歳代の構成割合が高いといった特徴は変わっておらず、医療費の増加がなお見込まれることから、中長期的な観点からは、引き続き慎重な財政運営を図る必要があると認識しています。

30 年度は、第 1 期に引き続き、加入者のメタボリックシンドロームリスクの保有率及び喫煙率の減少に向けた取組を柱として策定した第 2 期船員保険データヘルス計画の初年度に当たりますが、計画を着実に実施するとともに、ジェネリック医薬品の更なる使用促進や、レセプト点検などの医療費の適正化に向けた取組を引き続き実施するなど、保険者機能の発揮・強化に向けた取組を総合的に推進してまいりました。また、船員労働の特殊性に対応した、無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業についても、着実に実施しました。

今後も、加入者や船舶所有者、関係団体等の皆様のご協力をいただきながら、現金給付やレセプトの審査といった基盤的な業務に加え、ジェネリック医薬品の更なる使用促進や加入者の皆様の健康維持・増進を図るための保健事業の推進など、戦略的な保険者機能をさらに強化・発揮し、加入者や船舶所有者の皆様から、「船員保険の加入者で本当に良かった」と喜んでいただけるよう、引き続き様々な取組を進めてまいります。

今後とも、皆様からのご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和元年 7 月

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹

第1章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針

1. 理念

(1) 基本使命

全国健康保険協会（以下「協会」）は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

(2) 基本コンセプト

基本使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的に取り入れ、保険者の機能を十分に發揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組んでいます。

- ・加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

2. 事業運営の基本方針

協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組みます。

第2章 30年度の事業運営方針と総括

協会は、船員保険の保険者として、各種現金給付の支払いや保険証の交付などの基本的な業務を確実に実施することに加え、保険者機能の強化を図り、その発揮による総合的な取組を推進し、加入者の皆様の健康づくりを積極的に支援しています。

30年度については、

- (1) 基盤的保険者機能として、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。
- (2) 戰略的保険者機能として、第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図ること、時宜を得た広報やジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。
- (3) 組織体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化をはかり組織基盤を強化していく。

この3つを運営方針として掲げ、事業運営を行ってきました。それぞれについての30年度の総括は、以下のとおりです。

(1) 基盤的保険者機能

レセプト点検については、外部の点検事業者の活用や事務処理体制の見直し等により点検効果額は向上しました。また、現金給付の審査の適切な実施や、傷病手当金等の支給に要する標準日数を定めたサービススタンダードの達成率を高い水準で維持しました。保険証の発行に要する日数についても、目標である資格情報の取得から3営業日以内を達成しました。

財政状況については、現時点では比較的安定してはいるものの、中長期的な観点から慎重な財政運営を行う必要があることから、適切な将来見通しを船員保険協議会にお示しし、31年度の疾病保険料率は現行の料率を維持することとしました。

福祉事業については、海上という特殊な環境下で労働する船員の健康と生命の安全を守る上で、重要な役割を果たしている無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業について、円滑かつ着実に実施しました。

また、旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用手続きの見直しや宿泊数等を見直すなど、船員のニーズ等を踏まえ、実施しました。

（2）戦略的保険者機能

第1期に引き続き、メタボリックシンドローム保有率及び喫煙率の減少に向けた取組を柱とし、より具体的な取組内容を盛り込んだ第2期船員保険データヘルス計画の初年度として、健診受診率の向上のための生活習慣病予防健診の無料化や、スマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムのトライアル実施等の取組を行いました。

オンライン禁煙プログラムには17名の方に参加いただき、12名の方が禁煙に成功しています。

健診・保健指導については、新たに策定した第3期特定健康診査等実施計画の実施目標達成に向け、様々な取組を行った結果、健診実施率は実施目標（50%）を0.8ポイント上回る50.8%を達成することができました。しかしながら、保健指導実施率については、着実に伸びてきてはいるものの、目標達成には至りませんでした。引き続き、健診実施機関の拡充などの環境整備等にさらに注力するとともに、コラボヘルスの推進等により保健指導実施率の向上を図ります。

広報・情報提供については、加入者や船舶所有者の方々が紙媒体をよくご覧になっているとのアンケート結果を踏まえ、30年度も紙媒体を中心とした広報・情報提供を実施するとともに、ホームページやメールマガジン等の媒体も活用した広報・情報提供を実施しました。

ジェネリック医薬品の使用促進については、その使用割合は医療保険全体の平均を上回る水準で推移しており、30年度末時点（2019年3月診療分）の使用割合は78.4%となっています。「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において示された「2020年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%以上」の達成に向けて、引き続きジェネリック医薬品軽減額通知等の使用促進のための取組を行います。

（3）組織体制の強化

これらの2つの保険者機能を支える力の源泉となるのは「人」であり、協会にとって人材育成は極めて重要であると考えています。基盤的保険者機能を確実なものとし、戦略的保険者機能を一層発揮していくために組織体制を強化していくよう、30年度においても、OJTや各種研修等による人材育成を通じて組織力の強化を図りました。

今後とも、船員労働の特殊性を十分考慮した事業運営を行うとともに、各種指標の動向、中期的な財政見通し等を踏まえながら、安定的な事業運営に努めます。

第3章 加入者、船舶所有者、医療費の動向

(1) 加入者、船舶所有者の動向

30年度末現在の被保険者数は58,413人であり、前年度末に比べて122人(0.2%)の増となっています。被保険者のうち、疾病任意継続被保険者数は2,704人であり、前年度末に比べて223人(▲7.6%)の減となっています。船舶種別ごとに見ると、「汽船等」は25年度から増加に転じ、30年度末では前年度末に比べて517人(1.3%)の増となっています。「漁船(ろ)」は引き続き減少傾向にあり、前年度末に比べて171人(▲1.2%)の減となっています。

被扶養者数は61,060人であり、前年度末に比べて1,577人(▲2.5%)の減となっています。

加入者数は119,473人であり、前年度末に比べて1,455人(▲1.2%)の減となっています。

30年度の被保険者1人当たりの平均標準報酬月額(年度平均)は420,000円であり、前年度に比べて2,744円(0.7%)の増となっており、7年連続の増加となりました。また、船舶種別ごとに見ると、「汽船等」は前年度末に比べて2,673円(0.6%)の増、「漁船(ろ)」は849円(0.2%)の増となっています。

平均標準賞与月額は625,101円であり、前年度に比べて30,922円(5.2%)の増となっています。

30年度末現在の船舶所有者数は5,623であり、前年度末に比べて15(0.3%)の増となっています。

【(図表 3-1) 加入者、船舶所有者等の動向】

(加入者：人、平均標準報酬月額：円、平均標準賞与月額：円)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
被保険者数	57,859 (▲0.6%)	57,750 (▲0.2%)	57,919 (0.3%)	58,031 (0.2%)	58,291 (0.4%)	58,413 (0.2%)
汽船等※1	38,003 (0.2%)	38,418 (1.1%)	38,949 (1.4%)	39,213 (0.7%)	39,645 (1.1%)	40,162 (1.3%)
漁船 (い) ※2	1,593 (2.7%)	1,606 (0.8%)	1,627 (1.3%)	1,600 (▲1.7%)	1,621 (1.3%)	1,620 (▲0.1%)
漁船 (ろ) ※3	14,865 (▲2.2%)	14,505 (▲2.4%)	14,236 (▲1.9%)	14,161 (▲0.5%)	14,098 (▲0.4%)	13,927 (▲1.2%)
疾病任意 継続被保険者数	3,398 (▲4.5%)	3,221 (▲5.2%)	3,107 (▲3.5%)	3,057 (▲1.6%)	2,927 (▲4.3%)	2,704 (▲7.6%)
被扶養者数	69,288 (▲2.7%)	67,347 (▲2.8%)	65,842 (▲2.2%)	64,161 (▲2.6%)	62,637 (▲2.4%)	61,060 (▲2.5%)
加入者数	127,147 (▲1.8%)	125,097 (▲1.6%)	123,761 (▲1.1%)	122,192 (▲1.3%)	120,928 (▲1.0%)	119,473 (▲1.2%)
平均標準報酬月額	392,966 (0.6%)	398,897 (1.5%)	403,073 (1.0%)	411,999 (2.2%)	417,256 (1.3%)	420,000 (0.7%)
汽船等※1	411,333 (0.3%)	411,927 (0.1%)	414,306 (0.6%)	421,319 (1.7%)	425,087 (0.9%)	427,760 (0.6%)
漁船 (い) ※2	376,720 (0.2%)	379,671 (0.8%)	379,304 (▲0.1%)	375,292 (▲1.1%)	378,151 (0.8%)	375,916 (▲0.6%)
漁船 (ろ) ※3	364,137 (0.6%)	382,973 (5.2%)	390,992 (2.1%)	406,807 (4.0%)	416,562 (2.4%)	417,411 (0.2%)
疾病任意 継続被保険者	319,733 (5.6%)	319,740 (0.0%)	325,644 (1.8%)	327,723 (0.6%)	328,924 (0.4%)	338,914 (3.0%)
平均標準賞与月額	530,145 (6.7%)	563,481 (6.3%)	582,064 (3.3%)	600,527 (3.2%)	594,179 (▲1.1%)	625,101 (5.2%)
船舶所有者数	5,782 (▲0.6%)	5,729 (▲0.9%)	5,670 (▲1.0%)	5,619 (▲0.9%)	5,608 (▲0.2%)	5,623 (0.3%)

※1 「汽船等」とは、漁船以外の船舶をいう。

※2 「漁船 (い)」とは、直接漁業に従事しない漁船をいう。

※3 「漁船 (ろ)」とは、直接漁業に従事する漁船をいう。

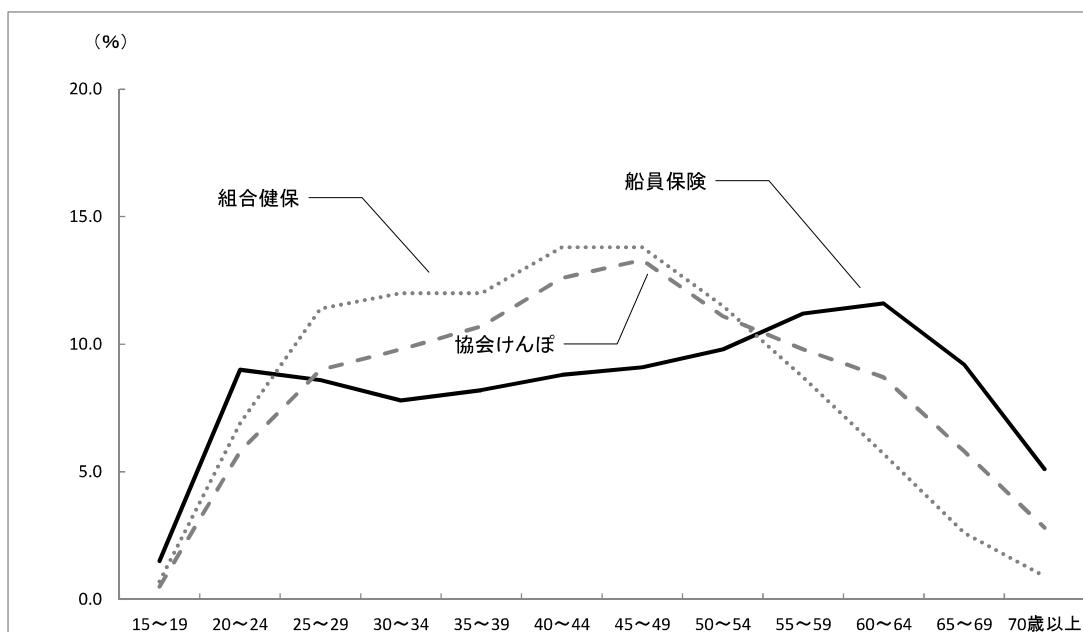
注) () 内は対前年度増減率

(2) 被保険者の年齢構成

船員保険は、協会けんぽ、組合健保と比べ、1人当たりの医療費が比較的低額である20歳代から30歳代の被保険者の割合が少なく、1人当たりの医療費が高額となる50歳代から60歳代の被保険者の割合が高いという特徴があります。(図表3-2参照)

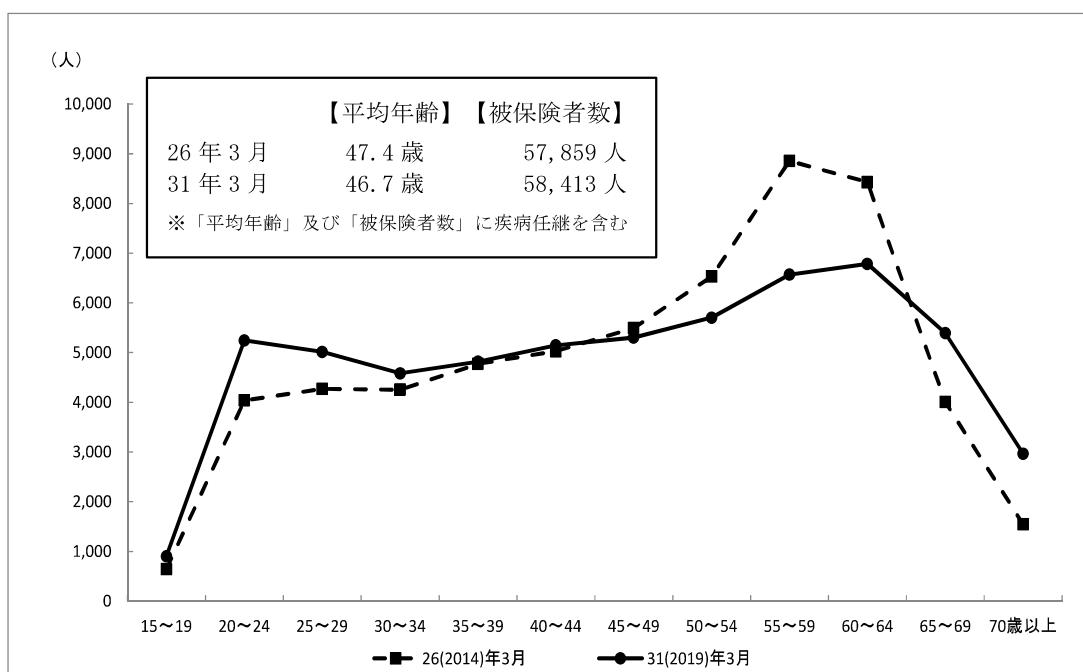
30年度末現在の被保険者の平均年齢は、46.7歳であり、5年前の26年3月末における平均年齢が47.4歳であったのに比べ、若干若くなっていますが、50歳代以上の被保険者の構成割合が高い状況は変わっておらず、船員保険事業の安定的な運営を図っていく上で、引き続き、この点に十分留意していく必要があります。(図表3-3参照)

【(図表3-2) 制度別被保険者の年齢構成の比較】



※船員保険、協会けんぽ 31年3月末現在、組合健保 29年10月1日現在

【(図表3-3) 被保険者の年齢階層別の推移】



(3) 医療費及び医療給付費等の動向

30年度の医療費総額は約238億円であり、前年度に比べ2.8%の減となっています。

このうち、医療給付費は約189億円であり、前年度に比べ2.9%の減となっています。その内訳は、現物給付が約186億円（前年度に比べ3.1%減少）、現金給付費（療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限る）が約3億円（前年度に比べ9.2%増加）です。

また、その他の現金給付費（傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計）は約29億円であり、前年度に比べ2.2%の増となっています。

医療給付費にその他の現金給付費を加えたものは約218億円であり、前年度に比べ2.2%の減となっています。

【(図表3-4) 医療費と保険給付費の動向【全体】】

(単位：百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
医療費総額	24,037 (▲1.5%)	23,892 (▲0.6%)	24,304 (1.7%)	24,666 (1.5%)	24,525 (▲0.6%)	23,849 (▲2.8%)
加入者1人当たり(円)	187,709 (0.5%)	189,794 (1.1%)	195,314 (2.9%)	200,480 (2.6%)	201,629 (0.6%)	198,652 (▲1.5%)
医療給付費①	19,005 (▲2.1%)	18,894 (▲0.6%)	19,246 (1.9%)	19,626 (2.0%)	19,450 (▲0.9%)	18,894 (▲2.9%)
加入者1人当たり(円)	148,411 (▲0.0%)	150,089 (1.1%)	154,662 (3.0%)	159,518 (3.1%)	159,909 (0.2%)	157,381 (▲1.6%)
現物給付	18,621 (▲2.2%)	18,488 (▲0.7%)	18,888 (2.2%)	19,239 (1.9%)	19,135 (▲0.5%)	18,550 (▲3.1%)
現金給付費 (注1)	383 (2.2%)	406 (6.0%)	358 (▲11.9%)	387 (8.1%)	315 (▲18.4%)	344 (9.2%)
その他の現金給付費 (注2)②	2,687 (2.1%)	2,706 (0.7%)	2,666 (▲1.5%)	2,931 (10.0%)	2,822 (▲3.7%)	2,885 (2.2%)
① + ②	21,692 (▲1.6%)	21,599 (▲0.4%)	21,911 (1.4%)	22,557 (2.9%)	22,272 (▲1.3%)	21,779 (▲2.2%)

注1)「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注2)「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

注3) () 内は、対前年度の増減率です。(以下、図表4-2から図表4-9についても同様)

医療費のうち、職務外の事由に関する給付、下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付並びに経過的な職務上の事由による給付の内訳は、それぞれ図表3-5、図表3-6及び図表3-7のとおりです。

職務外の事由に関する給付(図表3-5)のうち、現物給付費は約170億円であり、前年度に比べ2.7%の減となっています。また、加入者1人当たりは142,204円であり、前年度に比べ1.4%の減となっています。

【図表 3-5】職務外の事由に関する給付】

(単位：百万円)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
医療費総額	22,208 (▲1.3%)	22,117 (▲0.4%)	22,602 (2.2%)	22,873 (1.2%)	22,834 (▲0.2%)	22,232 (▲2.6%)
医療給付費 ①	17,176 (▲1.9%)	17,119 (▲0.3%)	17,544 (2.5%)	17,833 (1.6%)	17,760 (▲0.4%)	17,277 (▲2.7%)
現物給付	16,814 (▲2.1%)	16,778 (▲0.2%)	17,219 (2.6%)	17,507 (1.7%)	17,467 (▲0.2%)	16,990 (▲2.7%)
加入者 1 人 当たり(円)	131,580 (0.1%)	133,605 (1.5%)	138,771 (3.9%)	142,783 (2.9%)	144,216 (1.0%)	142,204 (▲1.4%)
現金給付費 (注 1)	362 (7.3%)	341 (▲5.9%)	325 (▲4.7%)	327 (0.5%)	292 (▲10.5%)	287 (▲1.7%)
その他の現金給付費 (注 2) ②	2,324 (4.2%)	2,369 (1.9%)	2,323 (▲1.9%)	2,562 (10.3%)	2,504 (▲2.3%)	2,560 (2.2%)
① + ②	19,500 (▲1.2%)	19,488 (▲0.1%)	19,867 (1.9%)	20,395 (2.7%)	20,264 (▲0.6%)	19,837 (▲2.1%)

注 1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注 2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付(図表 3-6)のうち、現物給付費は約 15 億円であり、前年度に比べ 5.5% の減となっています。また、被保険者 1 人当たりの現物給付費は 25,485 円であり、前年度に比べ 5.6% の減となっています。

【図表 3-6】下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付】

(単位：百万円)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
医療費総額	1,709 (▲3.5%)	1,704 (▲0.3%)	1,628 (▲4.5%)	1,716 (5.4%)	1,608 (▲6.3%)	1,546 (▲3.8%)
医療給付費 ①	1,709 (▲3.5%)	1,704 (▲0.3%)	1,628 (▲4.5%)	1,716 (5.4%)	1,608 (▲6.3%)	1,546 (▲3.8%)
現物給付	1,688 (▲2.7%)	1,640 (▲2.9%)	1,597 (▲2.6%)	1,656 (3.7%)	1,585 (▲4.3%)	1,498 (▲5.5%)
被保険者 1 人 当たり(円)	28,902 (▲1.8%)	28,170 (▲2.5%)	27,361 (▲2.9%)	28,309 (3.5%)	27,007 (▲4.6%)	25,485 (▲5.6%)
現金給付費 (注 1)	21 (▲41.6%)	64 (208.2%)	31 (▲51.9%)	60 (94.5%)	23 (▲62.0%)	49 (112.6%)
その他の現金給付費 (注 2) ②	129 (▲14.9%)	160 (24.0%)	188 (17.7%)	180 (▲4.3%)	159 (▲11.6%)	172 (8.2%)
① + ②	1,838 (▲4.4%)	1,864 (1.4%)	1,816 (▲2.6%)	1,897 (4.4%)	1,767 (▲6.8%)	1,719 (▲2.8%)

注 1) 「現金給付費」は、医療に係る現金給付である療養費（一部負担額相当額の支払を含む）に限っています。

(図表 3-7 についても同様)

注 2) 「その他の現金給付費」は、休業手当金、行方不明手当金の合計です。

経過的な職務上の事由による給付（図表3-7）のうち、現物給付費は約0.6億円であり、前年度に比べ23.8%の減となっています。

【(図表3-7) 経過的な職務上の事由による給付（注1）】

(単位：百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
医療費総額	120 (▲11.9%)	71 (▲40.8%)	74 (4.6%)	76 (3.2%)	82 (7.8%)	71 (▲14.0%)
医療給付費 ①	120 (▲11.9%)	71 (▲40.8%)	74 (4.6%)	76 (3.2%)	82 (7.8%)	71 (▲14.0%)
現物給付	119 (▲10.9%)	70 (▲41.5%)	72 (3.4%)	76 (5.9%)	82 (7.3%)	62 (▲23.8%)
現金給付費	0 (▲81.9%)	1 (184.8%)	2 (81.8%)	0 (▲99.6%)	0 (5367.6%)	8 (2,001.6%)
その他の現金給付費 (注2) ②	234 (▲6.5%)	177 (▲24.5%)	154 (▲12.8%)	189 (22.6%)	159 (▲16.1%)	153 (▲3.8%)
① + ②	354 (▲8.4%)	248 (▲30.0%)	228 (▲7.8%)	266 (16.3)	241 (▲9.2%)	224 (▲7.3%)

注1)「経過的な職務上の事由による給付」とは、21年12月以前の職務上の事由による傷病手当金や障害年金等の給付については、19年の法律改正前の船員保険法に基づく給付であるため、経過的に協会から支給しているものです。

注2)「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料の合計です。

(4) 現金給付費等の動向

i) 職務外の事由による給付

職務外の事由による現金給付費及びその他の現金給付費の支給額等は、図表3-8のとおりであり、高額療養費（償還払い）が約1.1億円（前年度に比べ1.9%増加）、柔道整復施術療養費が約1.4億円（前年度に比べ0.5%減少）、その他の療養費約0.3億円（前年度に比べ0.3%減少）、傷病手当金約19.9億円（前年度に比べ5.1%増加）、出産手当金約0.1億円（前年度に比べ24.2%増加）、出産育児一時金約4.1億円（前年度に比べ4.6%減少）となっています。

【(図表 3-8) 現金給付費等の推移】

(単位:件、千円、1件当たり金額:円)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
職務外の事由による給付	高額療養費	件 数 (13.8%)	13,770 (▲1.8%)	13,517 (4.9%)	14,182 (1.5%)	14,393 (▲0.3%)	14,345 (▲1.9%)
		金額 (6.6%)	1,390,411 (▲0.1%)	1,389,036 (5.9%)	1,471,613 (7.9%)	1,587,157 (▲2.5%)	1,547,340 (▲2.5%)
		1件当たり金額 (▲6.4%)	100,974 (1.8%)	102,762 (1.0%)	103,766 (1.0%)	110,273 (6.3%)	107,866 (▲2.2%)
	現物給付分	件 数 (2.8%)	10,564 (1.1%)	10,684 (6.6%)	11,393 (▲1.0%)	11,275 (0.8%)	11,364 (▲6.1%)
		金額 (3.5%)	1,223,837 (1.6%)	1,243,250 (7.6%)	1,337,778 (8.9%)	1,456,213 (▲1.3%)	1,436,589 (▲2.9%)
		1件当たり金額 (0.7%)	115,850 (0.4%)	116,366 (0.4%)	117,421 (0.9%)	129,154 (10.0%)	126,416 (▲2.1%)
	現金給付分 (償還払い)	件 数 (76.3%)	3,206 (▲11.6%)	2,833 (▲1.6%)	2,789 (11.8%)	3,118 (▲4.4%)	2,981 (13.8%)
		金額 (36.2%)	166,573 (▲12.5%)	145,787 (▲8.2%)	133,836 (▲2.2%)	130,945 (▲15.4%)	110,751 (1.9%)
		1件当たり金額 (▲22.7%)	51,957 (▲1.0%)	51,460 (▲6.7%)	47,987 (▲12.5%)	41,996 (▲11.5%)	37,152 (▲10.4%)
職務外の事由による給付	療養費	件 数 (▲3.0%)	39,614 (▲2.7%)	38,561 (▲0.2%)	38,487 (0.1%)	38,526 (▲4.3%)	36,861 (▲1.4%)
		金額 (▲6.8%)	192,549 (▲2.6%)	187,525 (▲1.4%)	184,829 (2.2%)	188,811 (▲7.4%)	174,765 (▲0.4%)
		1件当たり金額 (▲3.9%)	4,861 (0.1%)	4,863 (▲1.2%)	4,802 (2.1%)	4,901 (▲3.3%)	4,741 (0.9%)
	柔道整復施術療養費	件 数 (▲3.0%)	37,348 (▲2.3%)	36,486 (▲0.2%)	36,406 (▲0.2%)	36,349 (▲4.4%)	34,746 (▲1.1%)
		金額 (▲7.5%)	155,733 (▲1.4%)	153,589 (▲1.1%)	151,862 (▲0.4%)	151,295 (▲7.5%)	139,952 (▲0.5%)
		1件当たり金額 (▲4.7%)	4,170 (1.0%)	4,210 (▲0.9%)	4,171 (▲0.2%)	4,162 (▲3.2%)	4,028 (0.7%)
	その他の療養費	件 数 (▲4.2%)	2,266 (▲8.4%)	2,075 (0.3%)	2,081 (4.6%)	2,177 (▲2.8%)	2,115 (▲5.3%)
		金額 (▲3.7%)	36,816 (▲7.8%)	33,936 (▲2.9%)	32,967 (13.8%)	37,515 (▲7.2%)	34,813 (▲0.3%)
		1件当たり金額 (0.6%)	16,247 (0.7%)	16,355 (▲3.1%)	15,842 (8.8%)	17,233 (▲4.5%)	16,460 (5.3%)
職務外の事由による給付	傷病手当金	件 数 (1.7%)	5,864 (4.7%)	6,140 (▲1.1%)	6,075 (12.4%)	6,830 (▲6.0%)	6,418 (4.6%)
		金額 (6.3%)	1,678,077 (2.0%)	1,711,061 (0.6%)	1,721,450 (13.8%)	1,959,789 (▲3.5%)	1,891,490 (5.1%)
		1件当たり金額 (4.5%)	286,166 (▲2.6%)	278,674 (1.7%)	283,366 (1.3%)	286,938 (2.7%)	294,716 (0.5%)
	出産手当金	件 数 (▲14.3%)	24 (▲12.5%)	21 (▲71.4%)	6 (283.3%)	23 (▲43.5%)	13 (207.7%)
		金額 (20.9%)	12,122 (4.1%)	12,620 (▲50.6%)	6,236 (53.0%)	9,539 (17.9%)	11,247 (24.2%)
	出産育児一時金	件 数 (▲0.7%)	1,145 (0.3%)	1,148 (▲3.0%)	1,114 (▲4.8%)	1,061 (▲3.6%)	1,023 (▲4.7%)
		金額 (▲1.3%)	477,420 (0.6%)	480,176 (▲2.6%)	467,576 (▲4.8%)	445,332 (▲3.8%)	428,628 (▲4.6%)

ii) 職務上の事由による上乗せ給付・独自給付及び経過的な職務上の事由による給付

職務上の事由による上乗せ給付・独自給付^(注1)及び経過的な職務上の事由による給付^(注2)の支給額等は、図表3-9のとおりであり、休業手当金約1.7億円（前年度に比べ4.0%増加）、行方不明手当金約675万円（前年度に比べ39.2%減少）、傷病手当金約1.5億円（前年度に比べ1.8%減少）となっています。

注1)「職務上の事由による上乗せ給付」とは、19年の法律改正により、22年1月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付（労災保険相当分）が労災保険に統合されたことに伴い、法律改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、休業手当金が該当します。

また、「独自給付」とは、労災保険にはない船員保険独自の給付であり、行方不明手当金等が該当します。

注2)「経過的な職務上の事由による給付」とは、21年12月以前における職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする傷病手当金であり、19年の法律改正前の船員保険に基づく給付であるため、経過的に協会から支給するものです。

【(図表3-9) 現金給付等の推移】

(単位：件、千円、1件当たり金額：円、受給権者：人)

			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
上乗せ給付・独自給付による職務上の事由	休業手当金	件 数	954 (▲10.9%)	1,060 (11.1%)	1,134 (7.0%)	1,133 (▲0.1%)	914 (▲19.3%)	952 (4.2%)
		金 額	128,935 (▲14.9%)	159,931 (24.0%)	188,299 (17.7%)	180,158 (▲4.3%)	159,219 (▲11.6%)	165,602 (4.0%)
		1件当たり金額	135,152 (▲4.4%)	150,879 (11.6%)	166,049 (10.1%)	159,010 (▲4.2%)	174,200 (9.6%)	173,951 (▲0.1%)
	行方不明手当金	件 数	28 (180.0%)	6 (▲78.6%)	8 (33.3%)	4 (▲50.0%)	12 (200.0%)	7 (▲41.7%)
		金 額	18,983 (258.8%)	5,762 (▲69.6%)	5,674 (▲1.5%)	2,404 (▲57.6%)	11,098 (361.6%)	6,753 (▲39.2%)
		1件当たり金額	678 (28.2%)	960 (41.6%)	709 (▲26.1%)	601 (▲15.3%)	925 (53.9%)	965 (4.3%)
	傷病手当金	件 数	495 (▲23.0%)	347 (▲29.9%)	318 (▲8.4%)	288 (▲9.4%)	295 (2.4%)	283 (▲4.1%)
		金 額	222,493 (▲9.0%)	165,805 (▲25.5%)	147,348 (▲11.1%)	182,202 (23.7%)	151,527 (▲16.8%)	148,781 (▲1.8%)
		1件当たり金額	449,481 (18.2%)	477,823 (6.3%)	463,358 (▲3.0%)	632,646 (36.5%)	513,652 (▲18.8%)	525,728 (2.4%)

(5) 年金給付費の動向

30年度の年金給付費は図表3-10のとおり約40億円であり、前年度と比べて0.7%の減となっています。受給権者数は2,157人であり、前年度に比べて1.6%減少しています。

内訳は、障害年金・遺族年金約0.4億円（30年度末の受給権者数39人）、障害手当金・遺族一時金約0.5億円（86件）、経過的な職務上の事由による障害年金・遺族年金約38.9億円（30年度末の受給権者数2,118人）、障害手当金・遺族一時金約0.6億円（6件）となっています。

【(図表3-10) 年金給付費の動向】

(年金給付費：百万円、受給権者数：人)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
年金給付費（注1）		4,341 (1.5%)	4,238 (▲2.4%)	4,138 (▲2.2%)	4,046 (▲2.2%)	4,052 (0.2%)	4,025 (▲0.7%)
受給権者数（注2）		2,271 (▲0.5%)	2,250 (▲0.9%)	2,230 (▲0.9%)	2,212 (▲0.8%)	2,193 (▲0.9%)	2,157 (▲1.6%)

注1) 年金給付費は、障害手当金、遺族一時金等の各種一時金を含めています。

注 2) 受給権者数は、各年度末における障害年金及び遺族年金の受給権者の合計です。

【(図表 3-11) 年金給付費の推移】

(単位: 件、千円、1 件当たり金額: 円、受給権者: 人)

		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
職務上の事由による上乗せ給付 (注1)	障害年金	受給権者	3 (200.0%)	3 (0.0%)	4 (33.3%)	10 (150.0%)	13 (30.0%)	14 (7.7%)
		金額	10,991 (216.8%)	7,331 (▲33.3%)	7,679 (4.8%)	9,294 (21.0%)	15,704 (69.0%)	11,573 (▲26.3%)
	遺族年金	受給権者	7 (16.7%)	9 (28.6%)	13 (44.4%)	13 (0.0%)	22 (69.2%)	25 (13.6%)
		金額	3,530 (▲0.7%)	8,374 (137.2%)	16,760 (100.1%)	14,610 (▲12.8%)	27,385 (87.4%)	24,651 (▲10.0%)
	障害手当金	件数	100 (284.6%)	144 (44.0%)	140 (▲2.8%)	98 (▲30.0%)	93 (▲5.1%)	85 (▲8.6%)
		金額	38,766 (72.8%)	65,330 (68.5%)	65,796 (0.7%)	46,506 (▲29.3%)	44,097 (▲5.2%)	44,332 (0.5%)
	遺族一時金	件数	7 (250.0%)	6 (▲14.3%)	11 (83.3%)	4 (▲63.6%)	6 (50.0%)	1 (▲83.3%)
		金額	4,639 (145.4%)	7,965 (71.7%)	7,792 (▲2.2%)	3,240 (▲58.4%)	8,883 (174.2%)	1,431 (▲83.9%)
	その他の一時金	件数	1 (-)	0 (-)	1 (-)	1 (-)	2 (-)	2 (-)
		金額	2,138 (-)	0 (-)	3,010 (-)	1,647 (-)	0 (-)	607 (-)
経過的な職務上の事由による給付 (注2)	障害年金	受給権者	512 (▲2.8%)	502 (▲2.0%)	488 (▲2.8%)	475 (▲2.7%)	464 (▲2.3%)	451 (▲2.8%)
		金額	935,286 (▲1.5%)	903,808 (▲3.4%)	879,000 (▲2.7%)	838,103 (▲4.7%)	808,669 (▲3.5%)	793,092 (▲1.9%)
	遺族年金	受給権者	1,749 (0.0%)	1,736 (▲0.7%)	1,725 (▲0.6%)	1,714 (▲0.6%)	1,694 (▲1.2%)	1,667 (▲1.6%)
		金額	3,208,598 (0.4%)	3,155,704 (▲1.6%)	3,145,020 (▲0.3%)	3,123,065 (▲0.7%)	3,120,910 (▲0.1%)	3,094,458 (▲0.8%)
	障害手当金	件数	6 (▲45.5%)	6 (0.0%)	3 (▲50.0%)	1 (▲66.7%)	1 (0.0%)	3 (200.0%)
		金額	29,382 (▲46.4%)	29,234 (▲0.5%)	7,325 (▲74.9%)	7,056 (▲3.7%)	8,712 (23.5%)	10,797 (23.9%)
	遺族一時金	件数	3 (0.0%)	3 (0.0%)	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)	3 (-)
		金額	43,867 (87.1%)	49,835 (13.6%)	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)	44,377 (-)
	その他の一時金	件数	5 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	2 (-)	0 (-)
		金額	45,105 (-)	4,829 (-)	0 (-)	0 (-)	17,672 (-)	0 (-)

注 1) 「職務上の事由による上乗せ給付」とは、19年の法律改正により、22年1月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付(労災保険相当分)が労災保険に統合されたことに伴い、法律改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、障害年金や遺族年金等が該当します。

注 2) 「経過的な職務上の事由による給付」とは、21年12月以前における職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする障害年金や遺族年金等であり、19年の法律改正前の船員保険に基づく給付であるため、経過的に協会から支給するものです。

第4章 事業運営、活動の概況

1. 基盤的保険者機能

(1) 保険給付等業務の適正な実施

i) 現金給付に関する適切な審査の実施

適正な傷病手当金等の給付を図るため、その審査に当たっては、申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者本人や担当医師に照会を行うほか、船員保険部の審査医師に意見を求めるなどしました。

30年度の審査総件数 15,636 件※のうち、担当医師に 386 件、審査医師に 38 件の照会等行った結果、支給要件を満たしていないと判断した申請は 17 件でした。

※柔道整復施術療養費を除く。

ii) 不正の疑いのある事案に対する実地調査

適用（制度への加入や報酬等）に関する不正請求が疑われる案件については、選定基準を設けて日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしていますが、30年度においては調査を必要とする申請はありませんでした。

iii) 下船後の療養補償に関する周知

下船後の療養補償の適正な受診に関するチラシを被保険者及び船舶所有者に送付するとともに、関係団体の機関誌等に療養補償の適正な受診に関する記事を掲載する等の広報を行いました。また、これまで療養補償証明書は 3 部複写様式（医療機関提出用、船員保険部提出用、船舶所有者の控え）としていましたが、調剤薬局や転院された場合にも対応できるよう、医療機関提出用を 1 部追加した 4 部複写様式を作成し、30 年度から配布しました。

療養補償証明書が船員保険部に提出されていない方のレセプト請求があった場合は、船舶所有者への督促及び医療機関等への照会を行うこととしていますが、30 年度は船舶所有者に 553 件の督促、医療機関等に 443 件の照会を行いました。

30 年度は、これらの督促等によるものも含めて 9,175 件の申請があり、そのうち不承認と判断した申請は、令和元年 5 月末時点で 98 件（約 1.1%）でした。（29 年度は約 2.4%）

【下船後の療養補償に関するチラシ】

全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

下船後の療養補償（船員保険療養補償証明書）は、正しくご使用ください。

■「下船後の療養補償」とは？

船員保険の被保険者の方は、乗組中（原則として船内）にはじめて発生した船舶外の病気やケガで医療機関を受診する際、「船員保険療養補償証明書」を医療機関（または精査室等）および全国健康保険協会船員保険部に提出することにより、下船日（医療を受けることができる状態になった日）から3か月間までに限り、医療診療料について自己負担なしで受診することができます。（※下船日から3ヵ月目の日の属する月の末日までが有効期間となります。）

次の場合は「下船後の療養補償」の対象外です。
控養補償証明書を発行される場合はご注意ください。

- ◆乗組前から医療機関で治療をしていた病気やケガを下船後に治療する場合
- ◆医療証明書を使用して「下船後3月満了午年日」を経過した場合
- ◆自転などの船舶外で発生した病気やケガの治療
- ◆医療診断で見つかった病気についての検査・検査など
- ◆歯科での治療（1年以上連続して乗組中に発症した場合は除きます）
- ◆賃宿上の病気やケガ（労災保険の給付対象となりますので、看護の労働基準監督署へご相談ください）

※「下船後の療養補償」の対象とは認められなかった場合は、被保険者の方から一括負担金相当額（賃宿上の場合は医療費の全額）を返還いたします。

②下船後の療養補償を利用される際には、「船員保険療養補償証明書」を船員保険部へも提出してください。
療養補償証明書は船員保険部にも提出が必要です。被保険者の方が船員保険部提出を持ち載けているケースもありますので、提出の周知をお願いします。

③医療機関提出用を1枚持やした「4部認定」の新様式を船員保険部で配布しております。ご入り用の方は船員保険部までご連絡ください。
なお、旧様式（3部認定）も引き続きお使いいただけます。

全国健康保険協会 船員保険部 TEL 03-6882-3050 (扶養世帯・PHB・扶養配偶者の方) 0570-300-800 (独立世帯の方は東内窓口会)

《広報実績》

- 8月 関係団体の機関誌、納入告知書、メールマガジンに記事を掲載
- 9月 療養補償証明書の交付が多い船舶所有者に案内文書を送付（63件）
- 2月 関係団体の機関誌、メールマガジンに記事を掲載
- 3月 「船員保険のご案内」に記事を掲載

（2）効果的なレセプト点検の推進

協会は、レセプトの審査を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）に委託して実施しており、支払基金による審査の後、協会において支払基金では審査されていない事項等について点検を行っています。

船員保険のレセプト点検については、協会けんぽのレセプト点検のノウハウを活用することにより事務処理の効率化、円滑な実施を図るため、東京支部において点検を行ってきましたが、ガバナンスを發揮し更なる効果額向上等を図るため、資格点検等すべてのレセプト点検業務を31年1月に東京支部から船員保険部に移管しました。

レセプト点検のうち、内容点検については、点検員の不足に対応するため、29年11月からすべてを外部委託により実施しています。30年度の外部委託費用約4百万円に対し、委託業者による加入者全体の内容点検効果額は約12百万円（29年度は9百万円）となっています。

また、30年度の内容点検における加入者1人当たりの点検効果額は、29年度と比べて41.7%増の102円となり、点検員の欠員が生じる以前の28年度と比べても9.7%増となりました。

一方、支払基金による内容点検効果額は55百万円（29年度は60百万円）、船員保険と支払基金を合算した加入者全体の内容点検効果額は67百万円（29年度は68百万円）であり、査定率※は0.35%でした。

このほか、資格点検については、資格喪失後受診の疑いのあるレセプトの照会等を2,703件、外傷点検については、対象者へ負傷原因の照会を441件行うなどしました。

※ 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷船員保険の医療費総額

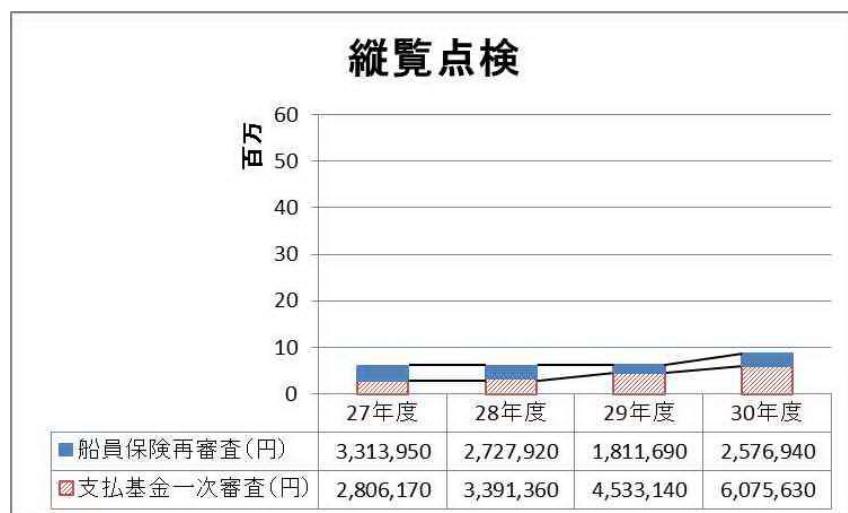
【(図表 4-1) 加入者 1 人当たり点検効果額】

【単位：円】

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
内容点検*	85	93	72	102
資格点検	2,273	2,548	2,296	2,218
外傷点検	325	228	269	258

*保険者のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求が行われたレセプトのうち、支払基金で査定され、保険者の支払金額が確定したものを集計したもの。

【(図表 4-2) 加入者全体の内容点検効果額（医療費ベース）の推移】



【単位：百万円】

	27年度	28年度	29年度	30年度	増減
加入者全体の内容点検効果額	62	73	68	67	▲1
船員保険再審査	11	11	9	12	4
支払基金一次審査	51	61	60	55	▲5
診療報酬請求金額	19,015	19,712	19,544	19,127	▲417
請求金額に対する査定効果額割合	0.32%	0.37%	0.35%	0.35%	+0.00%

※支払基金一次審査の診療内容等査定効果額及び診療報酬請求金額は支払基金ホームページの統計情報を使用しています。

※端数整理のため、計数が一致しない場合があります。

(3) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請や、1年以上の長期受診となっている申請に対し、対象の加入者に文書による照会を実施しました。

30年度は、29年度よりも142件多い766件の照会を行い、令和元年5月末時点での回答があり、回答率は65.8%でした。

また、照会の際に柔道整復師へのかかり方を説明したチラシを配付するとともに、関係団体の機関誌等へのチラシの掲載による広報を行いました。

30年度の1件当たりの支払金額は4,095円となり29年度と比べて45円増加しましたが、上記のような取組の効果もあり、申請件数は32,877件で29年度と比べて2,037件減少し、支払総額についても約135百万円となり29年度と比べて約7百万円減少しました。30年度の文書照会に要する費用は約0.2百万円（印刷費用及び郵送費用）であり、一定の効果が認められます。

なお、多部位かつ頻回受診の施術の申請割合は29年度を0.03ポイント下回り、0.87%となりましたが、1年以上の長期受診の施術の申請割合は29年度を0.50ポイント上回り、6.88%となりました。

(4) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

i) 保険証回収の強化

資格喪失後受診による債権を発生させないよう、無効となった保険証の早期かつ確実な回収を図るため、30年度から、被保険者や被扶養者の資格を喪失した際に保険証を返却されていない方に対して、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内（29年度までは1か月以内）に返納催告を行うこととしました。その結果、資格喪失後1か月以内の保険証回収率は29年度を4.4ポイント上回り89.0%となりました。

また、保険証の誤使用防止を図るため、一部の船舶所有者や船員保険事務組合に対して、退職される方の保険証の早期回収をお願いするチラシを送付しました。

30年度中に資格喪失した方の令和元年5月末時点の保険証回収率は、96.0%でした。

このような取組の効果もあり、医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合は29年度を0.016ポイント下回り、0.071%となりました。

ii) 返納金債権等の早期かつ確実な回収

発生した債権について早期かつ確実な回収を図るため、文書等による納付催告を半年以内に複数回実施するとともに、催告後も納付が確認できない高額債務者（債権額5万円以上）に対しては、裁判所へ督促を申し立てる支払督促を行いました。

30年度の収納額は29年度を約3百万円上回る約89百万円、30年度末の債権残高は、債権整理を進めたこともあり、29年度末より約25百万円少ない約138百万円となりました。

【(図表4-3) 返納金債権に関する実績】

【単位：百万円】

	28年度	29年度	30年度
調定額（過年度分を含む。以下同様）	352	319	247
収納額	84	86	89
保険者間調整による収納額（再掲）	1	7	2
欠損額	33	69	20
債権残高	234	163	138
当年度発生債権の収納率	82.4%	83.0%	80.2%
支払督促実施件数	5件	11件	15件

※「当年度発生債権の収納率」とは、当年度に発生した債権のうち、当年度中に回収した金額（年度末時点）の割合です。

一方、資格喪失後受診に係る返納金債権については、保険証の早期回収等により、債権発生金額は29年度を約4百万円下回る約13百万円となりましたが、回収率は57.0%であり、29年度と比較し7.1ポイント下回りました。29年度を大きく下回ったのは、29年度は特に高額な債権を保険者間調整により収納したことによるものです。

【(図表4-4) 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）に関する実績】

【単位：百万円】

	28年度	29年度	30年度
調定額（当年度分のみ。以下同様）	12	17	13
収納額	7	11	8
保険者間調整による収納額（再掲）	0.03	5	1
当年度発生債権の収納率	58.2%	64.1%	57.0%

※「保険者間調整」とは、資格喪失後受診等により発生した債権について、協会と国民健康保険との間で返納金と給付金を直接精算する方法です。

※「当年度発生債権の収納率」とは、当年度に発生した債権のうち、当年度中に回収した金額（年度末時点）の割合です。

(5) サービス向上のための取組

i) お客様満足度調査の実施

加入者の方のご意見を適切に把握しサービスの改善や向上に生かすため、疾病任意継続被保険者の保険証や、傷病手当金・高額療養費・休業手当金の支給決定通知書を送付する際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました。(30年8月～31年3月実施：送付数5,235名、回答数524名)

これまでのアンケート調査の結果を見ると、「サービス全体としての満足度」については、「事務処理に要した期間に対する満足度」が影響する傾向にありますが、事務処理に時間を

要することとなる要因の一つに、添付書類等の不備による返戻があります。29年度は添付書類の不備による返戻件数の増加等により、お客様満足度が低下したため、30年度はサービススタンダードの徹底、納入告知書同封チラシで傷病手当金申請時の注意点の周知、職員の電話応対時の丁寧な応接の徹底などの改善を実施しました。

このような取組を行った結果、傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書を送付した方に対する満足度調査の結果は、29年度と比べて、事務処理に要した期間、手続き方法、職員の応接態度のいずれも上昇し、サービス全体としての満足度も上昇しました。

一方で、保険証を送付した疾病任意継続被保険者に対する満足度調査の結果は、29年度と比べて、手続き方法及び職員の応接態度に対する満足度は上昇しましたが、事務処理に要した期間に対する満足度は低下しており、サービス全体としての満足度も低下しました。船員保険部では、必要な情報が届いてから3営業日以内に保険証を発行していますが、お客様が手続きを開始され保険証がお手元に届くまでに相当の期間がかかっているとのご意見も寄せられているため、引き続き、日本年金機構と連携し改善を検討します。

また、30年度の調査では、満足度についての選択項目のほか、「申請書や記入例の中でわかりづらい点や見づらい点」についての自由記載欄を新設しましたが、「もう少し字が大きかったら見やすい」、「高額療養費申請書の受診した医療機関名を書く欄が3件のみでは少ない」等の具体的なご意見が寄せられました。これらのご意見を踏まえ、翌年度の実施を目途に、申請書の見直しの検討を行いました。

【(図表4-5) 30年度お客様満足度調査】

[傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書を送付した方 (給付)]

	28年度	29年度	30年度
事務処理に要した期間に対する満足度	87.0%	83.4%	88.0%
手続き方法に対する満足度	92.5%	86.9%	92.3%
職員の応接態度に対する満足度	95.8%	96.0%	97.0%
サービス全体としての満足度	90.9%	86.4%	88.0%

注) 満足度とは、アンケートにおける回答全体のうち、「満足」又は「やや満足」と回答した方の割合です。(回答の選択肢は、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」の4肢となっています。)

[保険証を送付した疾病任意継続被保険者の方 (適用)]

	28年度	29年度	30年度
事務処理に要した期間に対する満足度	81.3%	76.5%	70.1%
手続き方法に対する満足度	91.9%	86.9%	89.7%
職員の応接態度に対する満足度	95.8%	94.5%	95.7%
サービス全体としての満足度	84.4%	77.6%	75.3%

[30年度お客様満足度調査結果（全体）]

	28年度	29年度	30年度
事務処理に要した期間に対する満足度	85.0%	80.3%	82.1%
手続き方法に対する満足度	92.3%	86.9%	91.4%
職員の応接態度に対する満足度	95.8%	95.3%	96.5%
サービス全体としての満足度	88.6%	82.8%	83.8%

ii) サービススタンダードの達成

船員保険では、職務外給付に要する日数及び保険証の発行に要する日数について、サービススタンダード（所要日数の目標）を設けています。

職務外給付のサービススタンダードについては、申請書の受付から振り込みまでの期間を10営業日以内としていますが、30年度の年度を通じた達成率は99.97%でした。サービススタンダードの対象である傷病手当金の申請を、誤ってサービススタンダードの対象外である他の給付申請書類として受付していたことにより、2件の処理遅延が発生したことが原因ですが、再発防止策として、受付書類の種類・件数の確認を複数名で行うよう改善しました。

保険証発行のサービススタンダードについては、船員保険部に必要な情報が届いてから発行までの期間を3営業日以内としていますが、年度を通じた達成率は100%でした。（平均所要日数は2.00日（疾病任意継続被保険者は2.02日））

(6) 高額療養費制度の周知

高額療養費については、医療機関の窓口で一時的に相当額を負担する必要がありますが、限度額適用認定証を利用することによって、その必要がなくなります。この、いわゆる「高額療養費の現物給付化」の仕組みについては、加入者の方の利便性に資するにもかかわらず、ご存じでない方がおられることから、説明のためのチラシを作成し、高額療養費の支給決定通知書やジェネリック医薬品軽減額通知、医療費のお知らせに同封したほか、関係団体の機関誌等に掲載していただきました。

さらに、限度額適用認定証の利用割合が低い医療機関を選定し、限度額適用認定申請書や案内チラシを30の医療機関の窓口に設置していただきました。（30年度中に医療機関に設置された申請書を使用した申請は62件）

このような取組を行った結果、30年度の限度額適用認定証の交付枚数は4,397枚となり、29年度と比較して97枚増加しましたが、限度額適用認定証の使用割合は、29年度を3.3ポイント下回り75.9%となりました。限度額適用認定証の利用件数は増加したもの、次に述べるように未申請の方に対する勧奨案内のサイクルを短縮したことによって、現金給付の件数がそれ以上に増加したことが要因の一つです。

高額療養費が未申請の方に対しては、申請漏れを防止するため、「ターンアラウンド方式」により、あらかじめ請求月等の必要事項を記載した高額療養費支給申請書をお送りしました。

30年度は、これまで受診月から1年後に勧奨していたところを徐々に期間を短縮し、受診月から半年後に勧奨するようにしたことで、30年度は29年度より696件多い3,003件の勧奨

を行った結果、令和元年5月末時点での提出件数は2,252件であり、提出率は29年度よりも1.1ポイント高い75.0%となりました。

(7) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨の取組

船員保険の休業手当金、障害年金及び遺族年金等の職務上上乗せ給付については、その円滑な支給を行うため、厚生労働省から、毎月、支給に必要な労災保険給付の受給者情報の提供を受け、当該情報を活用し、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行いました。

また、これらの給付に併せて支給される休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金及び経過的特別支給金についても同様に申請勧奨を行いました。

特に休業手当金については、申請にあたって原則、添付書類の提出が必要であることから、休業手当金以外の申請勧奨と比較して提出率が低い傾向[※]にあるため、30年度は、再勧奨の際、添付書類の省略が可能であることをご案内するとともに、申請の動機づけの観点から、これまで支給見込額を1日あたりの日額でお知らせしていたところを、支給日数を乗じた総額でお知らせすることとしました。

このような取組の結果、30年度に申請勧奨を行った休業手当金266件のうち、令和元年5月末時点での申請件数は174件、申請率は65.4%であり、29年度と比較して9.6ポイント増加しました。

また、30年度に申請勧奨を行った休業手当金以外の申請勧奨は、障害年金等・遺族年金等について101件、休業特別支給金・障害特別支給金・遺族特別支給金について343件、経過的特別支給金について38件の申請勧奨を行った結果、合計で426件の申請があり、申請率は88.4%でした。

※29年度の申請勧奨に対する申請率：休業手当金55.8%、休業手当金以外94.1%

【(図表4-6) 上乗せ給付等の申請勧奨実績】

【単位:件】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
休業手当金	775	653	286	251	266
障害年金等	160	134	108	84	98
遺族年金等等	13	7	8	13	3
休業特別支給金	319	408	402	300	317
障害特別支給金	50	33	33	25	22
遺族特別支給金	9	10	4	12	4
経過的特別支給金（障害）	68	48	41	40	29
経過的特別支給金（遺族）	15	10	4	15	9

【(図表 4-7) 特別支給金の支給実績】

【単位:件、百万円】

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
休業特別支給金	件数	473	583	539	517	526
	金額	73	101	92	66	56
障害特別支給金	件数	96	75	79	110	123
	金額	36	27	23	27	22
遺族特別支給金	件数	134	175	200	220	331
	金額	36	20	18	29	18
経過的特別支給金（障害）	件数	58	48	39	44	24
	金額	18	18	22	27	20
経過的特別支給金（遺族）	件数	14	11	2	18	10
	金額	36	32	3	52	26

注 1) 「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より 1 等級以上低い場合など、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

注 2) 「経過的特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前 1 年間において特別給与（賞与等）が支給されていないなど、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

(8) 被扶養者資格の再確認

被扶養者の資格喪失の届出が正しく提出されていない場合、本来、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあるほか、各医療保険制度の前期高齢者の加入率等に応じて算出される高齢者医療制度への納付金等の負担額が増えるなど、被保険者等の保険料負担に影響します。

このため、30 年度においても、対象船舶所有者 3,760 に対し、被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に加入した場合に資格喪失の届出が未提出（二重加入）となっていないか、被扶養者資格の再確認を重点的に実施しました。

資格喪失の届出のない船舶所有者に対する督促等により、届出率は 29 年度を 0.3 ポイント上回る 94.1%となりました。220 人の被扶養者については、資格喪失の届出が未提出であり、このうち、10 名の資格がない方に対して保険給付が行われていたことが確認できたほか、高齢者医療制度への納付金等約 10 百万円の適正化（削減）を図ることができました。

また、船員保険では、マイナンバーを活用した情報連携※等を行うため加入者のマイナンバーを収集していますが、70 歳以上の被保険者及び被扶養者の未収集となっているマイナンバーを船舶所有者へ照会するに当たって、コスト及び船舶所有者の事務負担の増加を考慮し、被扶養者資格の再確認業務と併せて実施しました。

※情報連携とは、マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに特定個人情報をやり取りすることです。

(9) 福祉事業の着実な実施

船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業の福祉事業を実施しました。

無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院）に委託して実施しました。また、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に委託して実施しました。これらの事業の実施状況は、図表4-8のとおりです。

保養事業については、一般財団法人船員保険会等に委託して実施しましたが、利用状況が低調であるため、加入者や船舶所有者向けの広報チラシ、ホームページ、「船員保険のご案内」等に保養事業の利用について掲載したほか、30年度は新たに日本海事新聞の広告欄にも掲載し、利用促進を図りました。これらの取組の結果、保養事業の利用宿泊数は29年度と比べて422件増加しましたが、入浴利用数については、29年度と比べて1,054件減少しました。

契約保養施設利用補助事業については、利用宿泊数が29年度と比べて801件減少しました。

旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、利用者数、利用宿泊数ともに若干ではあるものの増加してきていますが、利用手続きが煩雑であるとの声もあることから、引き続き、利用者拡大に向けた検討を進めています。

【(図表4-8) 福祉事業の実績】

		28年度	29年度	30年度	前年度比
無線医療助言事業（通信数）	932	980	1,060	80	
	横浜保土ヶ谷中央病院	726	793	741	▲52
	東京高輪病院	206	187	319	132
洋上救急医療援護事業	出勤件数	26	29	21	▲8
保養事業	利用宿泊数	12,292	12,134	12,556	422
	入浴利用数	18,358	19,449	18,395	▲1,054
契約保養施設利用補助事業	利用宿泊数	4,500	2,388	1,587	▲801
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業	利用者数	689	771	938	167
	利用宿泊数	908	1,073	1,544	471

(10) 健全な財政運営

i) 30年度の決算の状況

30年度の決算は、収入が約477億円、支出が約425億円であり、収支差は約52億円となりました。

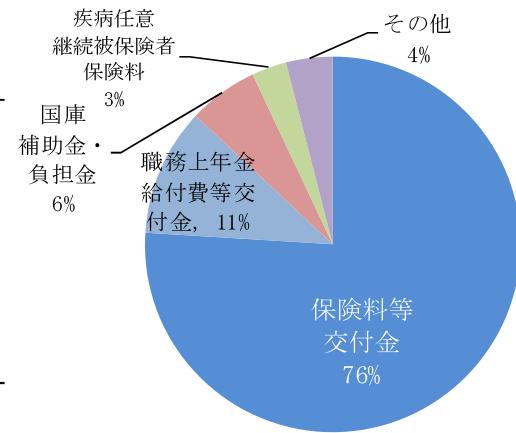
収入の主な内訳は、保険料等交付金が約364億円、疾病任意継続保険料が約12億円、国庫補助金・負担金が約30億円、職務上年金給付費等交付金が約54億円であり、この他に被保険者の保険料負担を軽減するための準備金からの取崩し額として約16億円などが計上されています。

一方、支出の主な内訳は、保険給付費が約260億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が約100億円、介護納付金が約31億円、業務経費・一般管理費が約33億円となっています。

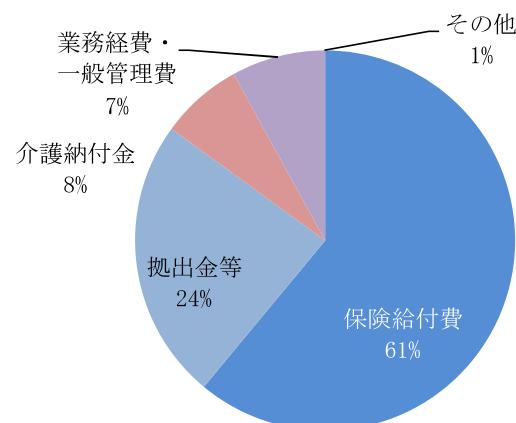
船員保険の財政状況は、近年比較的安定していますが、収支差は年々減少する見込みであり、近い将来には単年度赤字となることが想定されることから、引き続き、中長期的な観点から慎重な財政運営を図っていく必要があります。((図表4-11) 中期的収支見通し(疾病保険分)」参照)

【(図表4-9) 30年度 船員保険勘定決算の概要】

収入計	477 億円
保険料等交付金	364 億円
疾病任意継続保険料	12 億円
国庫補助金・負担金	30 億円
職務上年金給付費等交付金	54 億円
その他	17 億円



支出計	425 億円
保険給付費 (Insurance Payments)	260 億円
拠出金等 (Contributions and Payments)	100 億円
介護納付金 (Care Contribution Payments)	31 億円
業務経費・一般管理費 (Business Expenses and General Management Fees)	33 億円
その他 (Others)	1 億円



また、保険料率の算出に用いるため、国の特別会計における収支を合算した部門別の決算のうち、疾病部門と災害保健福祉保健部門の決算見込みは以下のとおりです。

【(図表 4-10) 協会会計（船員保険）と国会会計との合算ベースでの平成 30 年度決算（見込）】

【疾病部門】

		(単位:億円)				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収入	保険料収入	295	297	303	308	310
	国庫補助金等	30	30	29	29	29
	準備金戻入	15	16	16	16	16
	その他	1	1	2	1	1
計		341	344	350	354	356
支出	保険給付費	195	199	205	204	200
	拠出金等	117	108	99	101	100
	その他	6	7	6	6	7
	計	318	314	311	311	307
収支差		23	30	40	42	49
準備金残高		228	243	266	293	326
(うち被保険者保険料軽減分)		148	133	118	102	86

【災害保健福祉保健部門】

		(単位:億円)				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収入	保険料収入	32	32	33	33	34
	国庫補助金等	0	0	1	1	0
	その他	7	4	3	3	2
	計	39	36	36	37	36
支出	保険給付費	20	19	20	19	19
	その他	13	13	13	13	15
	計	33	32	33	32	34
	収支差	6	3	3	5	2
準備金残高		174	178	181	185	188

ii) 2019 年度保険料率決定までの動き

11 月の船員保険協議会において、現行保険料率を据え置いた場合の 2019 年度（31 年度）の収支見込み及び 2020 年度～2024 年度の中長期的収支見通しをお示しし、併せて提出した「2019 年度（31 年度）における保険料率の方向性について（案）」をもとに議論を行いました。

11 月の時点では疾病保険料率、災害保健福祉保険料率とともに現行の保険料率を維持するとの方向性が示され、その後、1 月の船員保険協議会において、2019 年度の保険料率については 30 年度の保険料率と同率とすることが決定されました。

疾病保険料率、災害保健福祉保険料率、介護保険料率のそれぞれの論点については以下のとおりです。

1) 疾病保険料率について

疾病部門の財政収支については、現行の保険料率（10.10%）を据え置いた場合の 2019 年度（31 年度）の収支見込みでは被保険者数 0.1% 増（57,500 人）、平均標準報酬月額 1.2% 増（427,331 円）、加入者一人当たり医療給付費 3.0% 増（150,755 円）と推計した結果、単年度収支は約 45 億円の黒字が見込まれました。また、中期的収支見通しでも年々黒字額は縮小するものの、2024 年度までは継続して黒字が見込まれました。

疾病部門の財政状況は現時点では比較的安定しているといえますが、事務局から、

- ① 減少傾向にあった被保険者数について、若年層の増加等により 2015 年度以降は対前年度比で微増となっている。将来の財政状況を左右する被保険者数等、特に年齢構成の変化の動向を見極めるための期間が必要であること
- ② 医療費は年々増加傾向にあり、2015、2016 年度は予期せず医療費が増大しており、今後も高額な新薬の保険適用や、入院医療費の動向等、医療費の急増リスクについて今後も注視していく必要があること
- ③ 拠出金は、他制度の医療費を負担するという性質上、その拠出額は国（診療報酬支払基金）から提示されるものであり、協会において今後の拠出額を正確に見込むことは困難であるが、ベースとなる医療費は他制度においても増加しており、特に、高齢化の進展に伴う後期高齢者の医療費は、今後、益々増加していくと考えられることを留意事項として説明し、中長期的な観点から慎重な財政運営を図るとの観点から、2019 年度の保険料率は 2018 年度と同率で据え置くこととしました。

【(図表 4-11) 中期的収支見通し（疾病保険分）】

船員保険の中期的収支見通し(疾病保険分)

(単位:百万円)

区分		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
収入	保険料収入 国庫補助等	31,764	31,940	32,101	32,223	33,673
	その他	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	計	1,710	1,720	1,729	1,735	350
		36,414	36,600	36,770	36,899	36,964
支出	保険給付費 拠出金等	21,117	21,378	21,641	21,861	22,010
	業務経費等	10,830	10,947	11,099	11,293	11,526
	計	842	840	839	838	838
		32,789	33,165	33,580	33,991	34,374
単年度収支差		3,625	3,435	3,190	2,908	2,589
被保険者保険料負担軽減のための繰入額を除いた収支差		1,973	1,773	1,520	1,230	2,298
準備金残高		36,798	38,571	40,091	41,321	43,619
被保険者保険料負担軽減分		5,300	3,639	1,969	292	0
被保険者保険料負担軽減分を除く		31,498	34,932	38,122	41,029	43,619

2) 災害保健福祉保険料率について

災害保健福祉保険部門の財政収支については、現行の保険料率（1.05%）を据え置いた場合の2019年度の收支見込みでは約4億円の赤字が見込まれました。また、中期的収支見通しでも2024年度まで継続して約4億円の赤字が見込まれました。

しかしながら、災害保健福祉保険部門については一定の準備金を保有しており、当面は準備金を取り崩して財政運営していくことが可能であることから、2019年度の保険料率は2018年度と同率で据え置くこととしました。

【(図表4-12) 中期的収支見通し(災害保健福祉保険分)】

船員保険の中期的収支見通し(災害保健福祉保険分)

(単位:百万円)

区分		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
収入	保険料収入 国庫補助等	3,437 10	3,459 10	3,479 10	3,495 10	3,505 10
	福祉医療機構国庫納付金等	113	85	63	48	36
	その他の	28	28	28	29	29
	計	3,587	3,581	3,581	3,581	3,580
支出	保険給付費 業務経費等	1,879 2,107	1,868 2,107	1,855 2,107	1,840 2,107	1,823 2,107
	計	3,986	3,975	3,962	3,947	3,930
	単年度収支差	▲399	▲393	▲381	▲366	▲350
準備金残高	16,845	16,452	16,071	15,705	15,354	

3) 介護保険料率について

介護保険料率については、年末に国から示される介護納付金の額を船員保険の介護保険第2号被保険者の総報酬額で除すことにより機械的に算出する仕組みとなっています。その結果、2019年度の介護保険料率は1.61%（前年と同率）と決定しました。

【(図表4-13) 収支見込み(介護保険分)】

船員保険の収支見込み(介護保険分)

(単位:百万円)

		2017年度(平成29年度) (決算)	2018年度(平成30年度) (平成30年12月時点での見直し)	2019年度(平成31年度) (平成30年12月時点での見込み)	備考	
収入	保険料収入 国庫補助等	3,050 38	3,043 42	3,018 40	介護保険料率:1.61%	
	その他の	-	-	-	【2019年度(平成31年度)基礎係数】	
	計	3,088	3,085	3,058	被保険者数 28,816人(▲3.3%)	
	介護納付金 雜支出	3,189 -	3,094 -	3,042 -	平均標準報酬月額 486,150円(2.5%)	
支出	計	3,189	3,094	3,042	注:()内は対前年度比	
	単年度収支差	▲101	▲8	16	(参考)介護保険料率の推移 (単位:%)	
	準備金残高	4	▲4	12	年度 2010(平成22) 2011(平成23) 2012(平成24) 2013(平成25) 2014(平成26) 2015(平成27) 2016(平成28) 2017(平成29) 2018(平成30) 料率 1.47 1.62 1.73 1.63 1.71 1.67 1.68 1.59 1.61	

iii) 2019年度の収支見込み

2019年度の収支見込みについては、決定した保険料率と政府予算案を踏まえて作成し、1月の船員保険協議会に報告しました。疾病部門の単年度収支は約48億円の黒字、災害保健福祉保険部門の単年度収支は約6億円の赤字が見込まれる結果となりました。

【(図表4-14) 収支見込み(疾病保険分)】

船員保険の収支見込み(疾病保険分)

		(単位:百万円)			
		2017年度(平成29年度) (決算)	2018年度(平成30年度) (平成30年12月時点での見直し)	2019年度(平成31年度) (平成30年12月時点での見込み)	備考
収入	保険料収入	30,764	30,955	31,305	疾病保険料率:9.6% (被保険者負担軽減分(0.5%)控除後) 被保険者負担軽減分:0.5%
	国庫補助等	2,941	2,941	2,941	
	雑収入等	83	60	122	
	準備金戻入	1,596	1,610	1,628	
計		35,385	35,566	35,996	
支出	保険給付費	20,370	20,060	20,325	【2019年度(平成31年度)基礎係数】 被保険者数 57,302人(0.1%) 加入者数 118,430人(▲1.3%) 平均標準報酬月額 426,366円(1.1%) 147,108円(2.6%) 注:()内は対前年度比
	前期高齢者納付金	3,059	3,099	2,868	
	後期高齢者支援金	6,688	6,871	7,057	
	老人保健拠出金	0	—	—	
	退職者給付拠出金	402	68	5	
	病床転換支援金	0	0	0	
	保険給付等業務経費	53	90	92	
	レセプト業務経費	13	20	20	
	その他の業務経費	18	40	41	
	一般管理費	443	588	652	
	雑支出等	100	105	102	
計		31,147	30,942	31,161	
単年度収支差		4,238	4,624	4,835	
被保険者保険料負担軽減のための繰入額を除いた収支差		2,642	3,014	3,207	
準備金残高		29,286	32,300	35,506	
被保険者保険料負担軽減分		10,206	8,596	6,968	
被保険者保険料負担軽減分を除く		19,080	23,703	28,538	

【(図表4-15) 収支見込み(災害保健福祉保険分)】

船員保険の収支見込み(災害保健福祉保険分)

		(単位:百万円)			
		2017年度(平成29年度) (決算)	2018年度(平成30年度) (平成30年12月時点での見直し)	2019年度(平成31年度) (平成30年12月時点での見込み)	備考
収入	保険料収入	3,318	3,343	3,385	災害保健福祉保険料率:1.05% 被保険者数 58,715人(0.1%) 平均標準報酬月額 425,278円(1.1%) 注1:()内は対前年度比 注2:独立行政法人等被保険者及び後期高齢者医療被保険者1,413人を含んでいます。
	国庫補助	51	9	8	
	福祉医療機構国庫納付金等	280	168	151	
	雑収入等	38	28	27	
計		3,686	3,547	3,572	
支出	保険給付費	1,912	1,901	1,896	【2019年度(平成31年度)基礎係数】 被保険者数 58,715人(0.1%) 平均標準報酬月額 425,278円(1.1%) 注1:()内は対前年度比 注2:独立行政法人等被保険者及び後期高齢者医療被保険者1,413人を含んでいます。
	保険給付等業務経費	22	36	37	
	レセプト業務経費	4	2	2	
	保健事業経費	555	921	896	
	福祉事業経費	431	533	588	
	その他の業務経費	5	9	10	
	一般管理費	297	598	775	
	雑支出等	9	9	9	
	計	3,235	4,008	4,213	
	単年度収支差	452	▲462	▲641	
準備金残高		18,540	17,627	16,986	

iv) 被保険者保険料負担軽減措置について

船員保険においては、22年の制度の見直しの際に生じた財源を活用して、被保険者の保険料負担を軽減する措置を暫定的に行ってています。この保険料負担軽減措置については、現行の負担軽減率(0.5%)を維持した場合、2024年度前後に財源となる準備金が枯渇し、2024年度から2025年度にかけて、被保険者が本来負担すべき保険料率に引き上げなければならぬ見込みとなっていました。

そのため、今後の被保険者の保険料負担軽減措置のあり方について船員保険協議会で整理することとし、30年7月から4回にわたり議論を行い、31年3月の船員保険協議会において、以下のとおり取りまとめが行われました。

【(図表4-16) 被保険者負担軽減措置について】

被保険者保険料負担軽減措置について

平成31年3月11日
船員保険協議会

本協議会においては、昨年7月から4回にわたり、今後の收支見通しや被保険者の負担軽減措置に係る準備金の残高見込み等を踏まえ、今後の当該負担軽減措置のあり方について議論を行ってきた。

当協議会における当該負担軽減措置の今後のあり方について、以下のとおり整理する。

○ 被保険者保険料負担軽減措置については、船員保険制度の見直しについて議論された船員保険事業運営懇談会において船員保険関係者により合意が図られた措置であり、「報告書（船員保険制度の見直しについて）船員保険事業運営懇談会 平成18年12月21日」に次のように記載されている。

（積立金及び資産）

○ 船員保険制度が保有している職務上年金部門以外の積立金（職務外疾病部門及び職務上疾病部門約170億円、失業部門約230億円、福祉・業務取扱部門約70億円。平成21年度末時点の見込み。）※については、一部を今後の新船員保険の運営及び公法人化に係る費用等に充てることが必要である。

その上で、積立金差額を圧縮し、償却のための船舶所有者の保険料率を軽減するため、職務上年金部門以外の積立金の船舶所有者の拠出に対応する部分については、積立金差額の圧縮に充てることとすることが求められる。これにより、積立金差額を約1,300億円に縮減することとなる。

また、被保険者の拠出に対応する部分については、被保険者への還元を行う必要があることから、統合前は失業部門に係る被保険者の保険料率の引下げに充てるとともに、統合後は職務外疾病部門に係る被保険者の保険料の引下げに充てるべきである。

※ 数値は、第6回「船員保険制度の在り方に関する検討会」（平成17年8月26日）の資料による（被保険者数は、平成27年度に3万人で下げ止まるものと仮定して計算。）。

○ このように船員保険制度の見直しに当たって、船員保険の積立金の整理が行われた際に、被保険者の拠出に対応する積立金を活用して当該負担軽減措置を行うことが合意されたものである。

- 全国健康保険協会が船員保険を運営することとなった平成 22 年 1 月分から 24 年 2 月分までは 0.15%、24 年 3 月分から 25 年 2 月分までは 0.35%、25 年 3 月分から現在に至るまで 0.50% を保険料率から控除する負担軽減措置を実施してきた。
- 負担軽減措置を開始した当初の当該措置に係る準備金は約 200 億円であったが、このまま 0.50% の控除を続けた場合には、2025 年度中には当該準備金が枯渇する見通しとなっている。財源となる準備金が枯渇した場合には負担軽減措置は終了し、被保険者の負担保険料率は本来の保険料率の二分の一となる。
なお、2026 年度の控除率については、2025 年度末における当該措置に係る準備金の残高見込みを踏まえ、改めて当協議会において決定する。
- 2022 年度以降、控除率の引下げにより被保険者の負担が増加することについて、被保険者及び船舶所有者が混乱を来さないよう周知・広報を徹底していく。
- なお、疾病部門の今後の保険料率については、船員保険法に従い当協議会で議論することとなるが、高齢者医療制度への拠出を含めた医療費の増加の見通し、被保険者数や賃金の動向等を踏まえ、中長期的に安定的な財政運営を行う観点から検討を行うものとする。

2. 戰略的保険者機能

(1) データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施

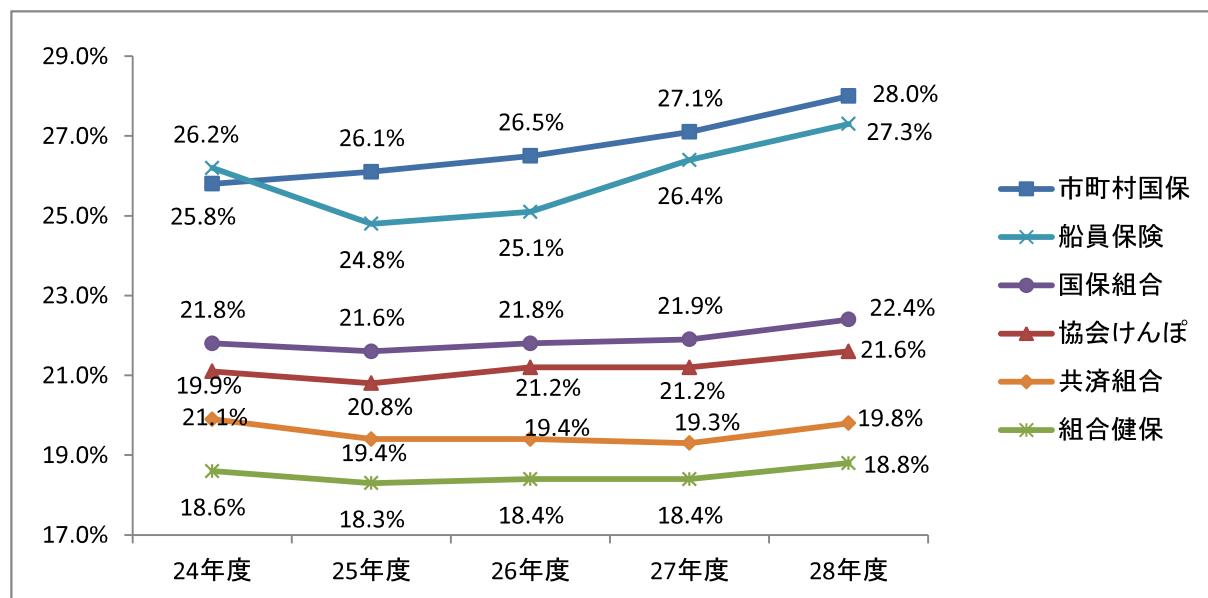
船員保険被保険者の年齢構成は50歳代後半から60歳代前半にピークがあり、協会けんぽ、健保組合に比べて平均年齢が高くなっています。(図表3-3参照)このような状況もあり、他の被用者保険に比べてメタボリックリンドローム該当者の割合が高く(図表4-17参照)、市町村国保と同程度の該当割合となっています。

年齢が高くなるにつれて生活習慣病に罹病し医療費も増加する傾向にある(図表4-18参照)ことから、これらの方々に対する対策とともに、生活習慣病に罹病しない生活習慣を身に付けていただく取組が必要となります。

また、喫煙率は、国民健康栄養調査の結果と比較して非常に高く40%台で推移(図表4-19参照)しており、喫煙率の減少が船員保険の重要な課題の一つであるといえます。

このような状況を踏まえ、第2期船員保険データヘルス計画では、引き続きメタボリックシンドロームリスク保有率と喫煙率の減少を目標としつつ、健診費用の無料化や健診項目の追加をはじめとして、より具体的な取組を実施するため船舶所有者に自社の船員の健康状態を認識いただいた上で、船舶所有者と協働してメタボリックシンドロームリスク保有率等を減少させる取組、いわゆるコラボヘルスの実施やスマートフォンを使用したオンライン禁煙プログラムの実施等を盛り込んだ6年間(2018年度～2023年度)の計画を策定しました。

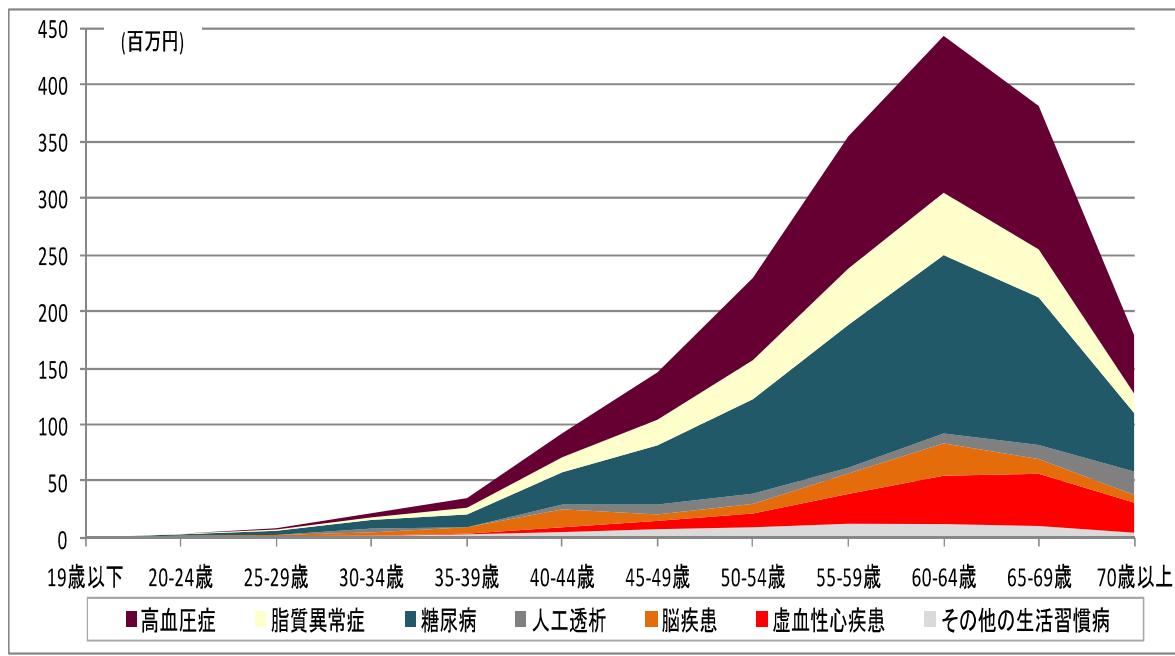
【(図表4-17) 各医療保険者における特定健診受診者(男性)のメタボリックシンドローム該当者の割合】



《データ出典》2016年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況(厚生労働省ホームページ)

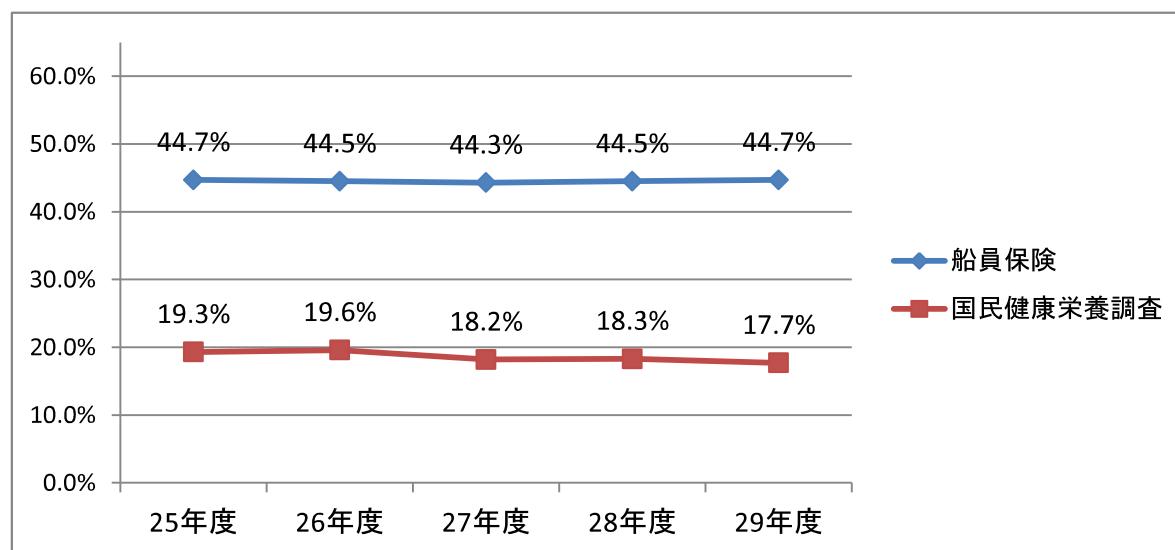
※船員保険については40～74歳の特定健診受診者(全体)に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合
その他の保険者については40～74歳の特定健診受診者(男性)に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合

【(図表 4-18) 船員保険被保険者の年齢階層別有病者数と医療費】



«データ出典»全国健康保険協会

【(図表 4-19) 国民全体と船員保険被保険者の喫煙率の比較】



«調査対象年齢»

国民健康・栄養調査（20歳以上の被調査者）
船員保険（35歳～74歳の被保険者）

«データ出典»

国民健康・栄養調査
船員保険健診結果データ

また、医療保険者は、40歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドロームの予防等に重点を置いた特定健康診査及び特定保健指導を実施することが義務付けられています。厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本指針において、船員保険については2023年度までに健診実施率65%、特定保健指導実施率30%を達成することが目標として示されたことを踏まえ、第3期特定健康診査等実施計画（2018年度～2023年度）を策定しました。

【(図表 4-20) 第 3 期特定健康診査等実施計画の実施目標】

(単位 : %)

	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
特定健康診査	50	53	56	59	62	65
被保険者	68	71	74	77	80	82
生活習慣病 予防健診	40	42	44	46	48	50
手帳健診	28	29	30	31	32	32
被扶養者	20	23	26	29	32	35
特定保健指導	18	20	22	25	27	30
被保険者	18	20	22	25	28	31
被扶養者	12	14	16	18	20	22

i) 特定健康審査等の推進

船員保険では、特定健康診査等について、30 年度の KPI として被保険者の生活習慣病予防健診受診率 40%以上、船員手帳健康証明データ取得率 28%以上、被扶養者特定健康診査受診率 20%以上としています。30 年度においては、KPI の達成に向け次のような取組を行いました。

1) 受診券等の送付

船員保険では、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査項目に加え、胃部レントゲン検査等のがん検査を含む生活習慣病予防健診（一般健診・巡回健診・総合健診）を実施しています。年度初めに生活習慣病予防健診の受診券と健診案内パンフレットを対象となる被保険者とその被扶養者の方にお送りしました。

(30 年度送付対象者：被保険者 39,667 人・その被扶養者 20,984 人、疾病任意継続被保険者 2,980 人・その被扶養者 1,798 人)

2) 生活習慣病予防健診の無料化等

27 年度に実施した健診に関するアンケート調査において、「生活習慣病予防健診の費用が高額である」、「オプショナル検査項目として前立腺がんの検査を追加してほしい」といったご意見が多く寄せられたことを踏まえ、30 年度から生活習慣病予防健診について一般健診・巡回健診の自己負担を無料とし、併せて総合健診の自己負担費用も大幅に減額するとともに、船員保険の被保険者は男性の割合が高い、平均年齢が高いなどの特性を踏まえ、新たに前立腺がんの検査をオプショナル検査として追加しました。

3) 健診実施機関等の拡充

受診環境を整え利便性を高めるため、健康保険の生活習慣病予防健診実施機関や地方運輸局の指定を受け船員健康証明を行うことができる医療機関に対して、船員保険の生活習慣病予防健診及び特定保健指導委託契約の締結を進め、30 年度末における生活習慣病予防健診実施機関数は 365 機関（前年度比較 103 機関増）、総合健診実施機関は 198 機関（同 64 機関増）、特定保健指導実施機関は 151 機関（同 50 機関増）となりました。

【(図表 4-21) 生活習慣病予防健診等実施機関の契約状況】

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
生活習慣病予防健診実施機関	204	213	244	262	365
総合健診実施機関	99	106	128	134	198
特定保健指導実施機関	84	87	99	101	151

※件数は各年度末時点の状況です。

4) 巡回健診を活用した利便性の向上

被保険者の乗船スケジュールに合わせて、漁業協同組合等を中心に健診車を使用した巡回健診を実施するとともに、被扶養者が利用しやすいように駅周辺等でも巡回健診を実施しました。その際、被扶養者の受診を促進するため、無料のオプショナル検査として血管年齢測定等を実施するなどの工夫を凝らしました。

また、30 年度は被扶養者が多く居住している小樽市、釧路市、姫路市で新たに巡回健診を実施しました。

【(図表 4-22) 巡回健診実施状況】

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実施回数	330 回	352 回	346 回	338 回	331 回
受診者数	8,810 人	8,656 人	8,601 人	8,531 人	9,132 人

5) 健診未受診者への受診勧奨

30 年度の生活習慣病予防健診又は特定健康診査が未受診の加入者に対して、11 月に受診勧奨を行いました。その際、すでに船員手帳の健康証明を受けているため生活習慣病予防健診を受診する予定がない被保険者の方には、船員手帳の健康証明書の写しを提供いただくよう依頼しました。(送付数：船舶所有者 3,965、被保険者 26,928 人、被扶養者 20,642 人)

6) 船員手帳の健康証明書データの取得

生活習慣病予防健診を受診されなかった被保険者については、その方の健康状態を把握するため、船員手帳の健康証明データの提供を依頼しています。

30 年度においては、6 月に 3,034 の船舶所有者に対し、生活習慣病予防健診を受診されなかった方の船員手帳の健康証明データの提供を依頼する文書を送付し、その後、8 月と 3 月に文書による再依頼と電話による提出勧奨も行いました。

また、国土交通省に依頼し、国土交通省から船員手帳の健康証明データを全国健康保険協会船員保険部に提出するよう、関係団体宛に事務連絡を発出していただきました。

7) その他

被扶養者の特定健康診査受診の利便性の向上を目的として、被扶養者が多く居住している自治体（むつ市、境港市、長門市、萩市）と連携し、がん検診と特定健康診査を同時に

受診できるようにするとともに、協会けんぽの青森支部、兵庫支部、佐賀支部、大分支部が主催する集団健診に船員保険の被扶養者も受診できるようにし、受診案内を送付しました。

以上のような取組を行った結果、

被保険者の生活習慣病予防健診受診者は、29年度と比較して1,044人増加し14,998人となり、受診率も3.4ポイント増の41.2%となりKPI（40%以上）を達成しました。

船員手帳健康証明データについては、29年度と比較して192件増加し9,138件の提出があり、取得率は0.9ポイント増の25.1%となりましたが、KPI（28%以上）を達成することができませんでした。

被扶養者の特定健康診査受診者は、29年度と比較して1,181人増加し5,441人となり、受診率も6.2ポイント増の25.0%となりKPI（20%以上）を達成しました。

加入者全体の特定健康診査受診率は、29年度と比較して5.2ポイント上回る50.8%となり、30年度の実施目標（50%）を上回ることができました。

ii) 特定保健指導の実施率の向上

特定保健指導については、健診と併せて実施している健診機関に加えて、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用し実施しました。

また、30年度から、健診当日に健診結果が揃わない場合でも、腹囲等から特定保健指導の対象と見込める者に対して初回面談の分割実施を行うことが可能となったことから、この初回面談の分割実施を効率的に実施するため、被保険者の健診受診率の約5割を占めている巡回健診実施時に保健師等を同行させ、特定保健指導を当日に行うことにより保健指導の実施者数の増加を図りました。

このような取組の結果、被保険者の保健指導実施率は8.4%（29年度と比較して1.4ポイント増）、被扶養者の保健指導実施率は18.2%（29年度と比較して1.9ポイント減）となり、加入者全体の保健指導実施率は9.0%で、29年度と比較して1.5ポイント増加しました。

【(図表 4-23) 生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実績(速報値)】

		28 年度		29 年度		30 年度		29 年度比較増減	
			実施率		実施率		実施率	受診者数	実施率
生活習慣病予防健診 (被保険者) 40~74 歳	[対象者] 37,577 人 [受診者] 13,893 人	37.0%	[対象者] 36,940 人 [受診者] 13,954 人	37.8%	[対象者] 36,418 人 [受診者] 14,998 人	41.2%	1,044 人	3.4%	
船員手帳健康証明書 データ取得率 40~74 歳	[対象者] 37,577 人 [受診者] 10,633 人	28.3%	[対象者] 36,940 人 [受診者] 8,946 人	24.2%	[対象者] 36,418 人 [受診者] 9,138 人	25.1%	192 人	0.9%	
生活習慣病予防健診 (被保険者) 35~39 歳	[対象者] 4,572 人 [受診者] 2,071 人	45.3%	[対象者] 4,622 人 [受診者] 2,110 人	45.7%	[対象者] 4,692 人 [受診者] 2,269 人	48.4%	159 人	2.7%	
特定健康診査 (被扶養者) 40~74 歳	[対象者] 23,366 人 [受診者] 4,166 人	17.8%	[対象者] 22,628 人 [受診者] 4,260 人	18.8%	[対象者] 21,791 人 [受診者] 5,441 人	25.0%	1,181 人	6.2%	
特定保健指導 (被保険者)	初回 面談	[対象者] 9,874 人 (4,107 人) ※2 [受診者] 806 人	8.2% (19.6%) ※2	[対象者] 9,049 人 (4,011 人) ※2 [受診者] 1,011 人	11.2% (25.2%) ※2	[対象者] 9,039 人 [受診者] 1,338 人	14.8%	327 人	3.6%
	3 か月 後評価	605 人	6.1% (14.7%) ※2	629 人	7.0% (15.7%) ※2	762 人	8.4%	133 人	1.4%
特定保健指導 (被扶養者)	初回 面談	[対象者] 452 人 [受診者] 73 人	16.2%	[対象者] 407 人 [受診者] 80 人	19.7%	[対象者] 527 人 [受診者] 97 人	18.4%	17 人	▲1.3%
	3 か月 後評価	48 人	10.6%	82 人	20.1%	96 人	18.2%	14 人	▲1.9%

※1) 特定健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者（独立行政法人等職員被保険者を除く。）を「(対象者)」とし、当該年度中に受診した者を「(受診者)」としています。

※2) ()内は、対象者数から、船員手帳健康証明書データ提供者を除いた人数及び実施率です。

iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり

船員保険では、27 年度から、船舶所有者の健康づくりに対する理解や意識を高め、船舶所有者が船員の健康増進に積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、健診結果データに基づいた船舶所有者ごとの「健康度カルテ」を作成し情報提供を行っていますが、30 年度は、5 社について作成し、個別訪問による情報提供を行いました。

「健康度カルテ」では、血圧・脂質といった生活習慣病に関わるリスクの保有率などについて、自社船員の健康状態が船員保険に加入する船員全体の平均と比べてどれだけ乖離しているかをレーダーチャートにより相対的に確認できるようにしているほか、保健師からのコメント欄を設け、船舶所有者単位での健康リスクや改善のポイントなどについて、アドバイス等を記載しました。

また、船舶所有者と協働した船員保険加入者の健康づくり支援、いわゆるコラボヘルスを推進するにあたって、30年度はデータ分析及び現状把握を行いました。

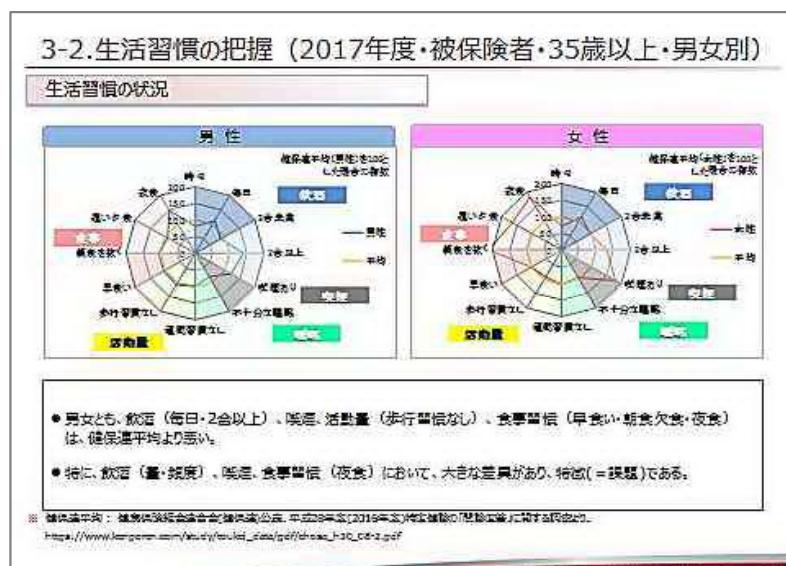
具体的には、知見を有する外部の専門業者を活用しながら、船種ごとの医療費や健診データの分析及び船舶所有者16社への個別訪問による現状把握を行いました。

個別訪問に当たっては、保健師等の専門職が同行し、健診結果データに医療費データを組み合わせて自社船員の健康状態を把握できるようにした情報提供資料（健康経営レポート）を用いて、現状で実施可能な健康づくりに関する専門的なアドバイス等も行ったところ、訪問を機に複数の船舶所有者から健康づくりに前向きに取り組みたいとの感想が聞かれました。

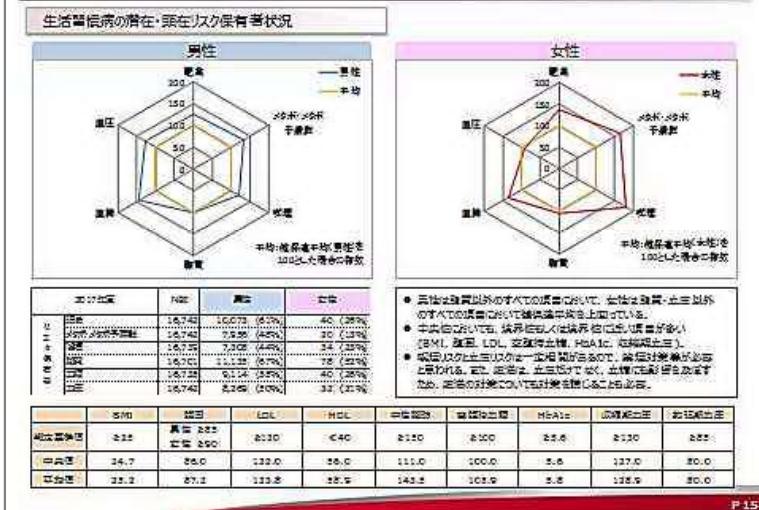
データ分析の結果からは、飲酒・喫煙・食事といった生活習慣の課題、個別訪問によるインタビュー結果からは、自社船員の健康課題が明確になっていない、船員の健康管理に十分な資源を投入できていない、などの現状が見えてきました。（船種別にみると、喫煙習慣などに違いは見られたものの、大きな差異はありませんでした）

これらの結果を踏まえ、30年度においては、翌年度以降の具体的な施策実施のための検討を行いました。

【「健康経営レポート」内容イメージ】

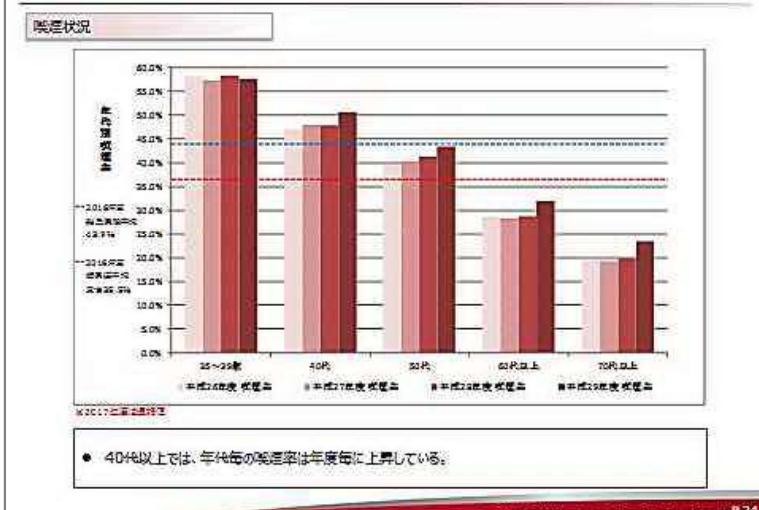


4-3. 「生活習慣病リスク」保有率 (2017年度・被保険者・男女別)



P 15

7. 喫煙対策 (被保険者・35歳以上)



Copyright © 2018 Sanpa Health Support Inc. All Rights Reserved P 24

iv) 加入者の健康増進を図るための取組の推進

1) 健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供冊子の送付

生活習慣病予防健診等を受診しても健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、健診結果に关心が低い方の意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを作成し、配付しました。

30年度は、以下の4つの健康リスクに応じた情報提供リーフレットを、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は船員手帳健康証明書データ（証明日が30年度中のもの）の提供があった方へ、30年9月から31年3月までの間に10,216人に配布しました。

【健康リスク】

- ① 生活習慣病で医療機関を受診している確認が取れない方で、糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、すみやかに医療機関に受診していただきたい方
- ② 糖尿病、脂質異常症、高血圧のいずれかで医療機関に受診していただいているが、検査数値から見て、継続して医療機関に受診していただきたい方

- ③ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導をご利用いただきたい方
- ④ 糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方

このような取組の結果、医療機関への受診勧奨を行った 906 人のうち、31 年 2 月末時点 で 14.1% にあたる 128 人が医療機関を受診しました。

【オーダーメイドの情報提供リーフレット】

本紙に関するお問い合わせ

本紙に関するご質問等はサポートセンターへご用意ください。

TEL 0120-287-162

受付時間 8：30～17：15
（土・日・祝日および12月29～2月3日を除く）

お問い合わせ窓口は、午後1時半までの間になります。

サポートセンターは、午後1時半までの間になります。

お問い合わせ番号 000-10C-0111

TEL 041-0265
赤穂郡千代田町高士尾
2-7-2

船員 太郎 様

大切なお知らせをお届けしています。
今すぐご相談ください！

いつも船員保険のご連絡、ご協力いただきありがとうございます。
このお知らせは、先に受けられた健診の結果に基づき「検査値や既往歴等から生活習慣病のリスクが高く、医師の診断を受けることが危険」の方にお届けしています。
つきましては、当通知をご覧いただき、早急に医療機関の受診をお願いします。

船員 太郎 さんに行動して欲しいこと

危険

今すぐ医療機関を受診しましょう

血圧 高値 正常 血糖 高値あり 血管年齢 68 歳

危険 注意 注意 正常 高値あり 良

船員保険では、生活習慣病予防健診（一般健診・巡回健診）が**無料**に！

検査内容も充実している生活習慣病予防健診をご利用ください。

全国健康保険協会
セカイ保険

今後の健康状態からみたあなたの疾病発症リスクは？

あなたの健診結果から推定中（脳梗塞、脳卒中）や心筋梗塞、糖尿病の発症リスクと血管年齢を算出しています。以下のグラフで同年代と疾病発症リスクを比較しています。

血管年齢 68 歳

脳卒中
今後10年間であなたが発症する確率は 4.8 %

心筋梗塞
今後10年間であなたが発症する確率は 3.2 %

糖尿病
今後5年間であなたが発症する確率は 13.7 %

<疾病発症リスク比較>

項目	若いグループ	あなた	高いグループ
脳卒中	1.1%	4.8%	17.8%
心筋梗塞	0.2%	3.2%	11.1%
糖尿病	8.1%	13.7%	29.0%

※血管年齢は自己負担料金を含む料金を計算して算出しています。
※「脳卒中」「心筋梗塞」「糖尿病」は全国健康保険協会セカイ保険にて「検査結果発行リスクチェック」を利用して算出しています。
※血管年齢は自己負担料金を含む料金を計算して算出しています。
※「脳卒中」「心筋梗塞」「糖尿病」は全国健康保険協会セカイ保険にて「検査結果発行リスクチェック」を利用して算出しています。
※糖尿病は過去に自己負担料金を算出していない場合を算出しています。
※該当データにおいて検査結果が欠損、又は基準範囲外の場合、該当データを含む場合は該当年齢を算出しています。
※ここで算出される疾病発症率はこれまでの研究結果を参考に計算した値であり、今後の状況により、結果が変わることがあります。
※糖尿病は過去に自己負担料金を算出していない場合を算出しています。

2) 禁煙支援に関する情報提供等

船員保険加入者は他の医療保険加入者に比べ喫煙率が高い傾向にあることから、第 2 期 船員保険データヘルス計画では「喫煙対策」を重点事項として掲げています。

30 年度は、健診受診時の問診で「喫煙している」と回答された 5,681 人全員に、慢性閉 塞性肺疾患（COPD）に関するリーフレットを送付するとともに、より実効性のある対 策としてスマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムをトライアル実施 しました。

具体的には、外部の専門事業者を活用し、医療機関へ通院することなく、スマートフォンのビデオ通話機能等を利用した保健師等の禁煙指導員によるオンラインカウンセリング と、医師開発の専用アプリで禁煙をサポートとする 6 か月間のプログラムです。

30 年 7 月からダイレクトメールを中心に募集を行った結果 25 名の申込みがあり、乗船 スケジュールの都合等により辞退となった方を除いた 17 名がプログラムを開始し、6 か月 間のプログラム終了後 12 名の方が禁煙に成功しました。

30 年度の外部委託費用約 0.8 百万円に対し、禁煙による年間の 1 人当たり医療費削減額

を5万円^{※1}と仮定すると、年間で0.6百万の医療費抑制効果が得られたことになります。

トライアル実施ということもあって参加者は少ないので、最終的な禁煙成功率は70.6%となり、禁煙外来における禁煙成功率^{※2}を上回る大きな成果を上げることができました。

※1 厚生労働省科学研究費補助金（第3次対がん総合戦略研究事業）分担研究報告書「職域における効果的な禁煙支援法の開発と普及のための制度化に関する研究（平成18（2006）年4月）」を参考に仮定したもの。

※2 第131回中央社会保険医療協議会提出資料「診療報酬改定結果検証に係る特別調査（平成19年度調査）ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査報告書」より、指導終了3か月後の禁煙継続率は40.8%

【禁煙リーフレット「慢性閉塞性肺疾患（COPDを知っていますか？）】

慢性閉塞性肺疾患 COPDを知っていますか？

こんな症状が続く人は要注意！

- 痰の量が多く、呼吸困難を感じます。
- 咳や痰が多い、なかなか止まらない。
- 口をすこし開けて息をするようになった。
- 息切れするようになってしまった。

全国健康保険協会 船員保健

COPDはこんな病気です

COPDは、Chronic (慢性) Obstructive (閉塞性) Pulmonary (肺) Disease (疾患) を経た肺の病気で、2つのタイプがあります。空気の通り道である気管支に炎症を起こし、気管支が狭くなる「気道病変タイプ（従来の慢性気管支炎）」と、気管支の先端にあり酸素を取り込む肺胞が、炎症によって壊れて膨れてしまう「気腫タイプ（従来の肺気腫）」です。日本人には「気腫タイプ」が多いのですが、気道病変もみられるため、まとめてCOPDと呼ぶようになりました。ちょっとした動作で息切れがしたり、せきや痰が毎日続くというのが特徴で、ゆっくりと悪化していくのがCOPDの特徴です。

COPD発症のしくみ

たばこなどの有害物質を吸い込む

肺に慢性の炎症が起こる

気道病変タイプ（慢性気管支炎）

気道の炎症により気道壁が厚くなり、たんなどの分泌物が空気の通り道である気道をさらに狭くする。

COPDの2つのタイプ

気腫タイプ（肺気腫）

気管支の先端の肺胞が、炎症により破壊され空気がたまり膨れ上がる。弾力を失い、空気の出口の気道も押しつぶされるので、息が吐けなくなる。

いずれのタイプも気道の空気の通りが悪くなり、少しの動作で息切れがしたり、ひんぱんにせきや痰が多くてたり、呼吸が苦しくなる。治療しないまま放置すると、どんどん悪化していく、全身にさまざまな影響がでて命にかかることがある。

3) 出前健康講座

船員が研修や会合等で集まる機会に保健師等を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座について、船員災害防止協会のご協力もいただき、9月の労働安全衛生月間を中心に年間で32回実施し、合計1,271の方に受講していただきました。

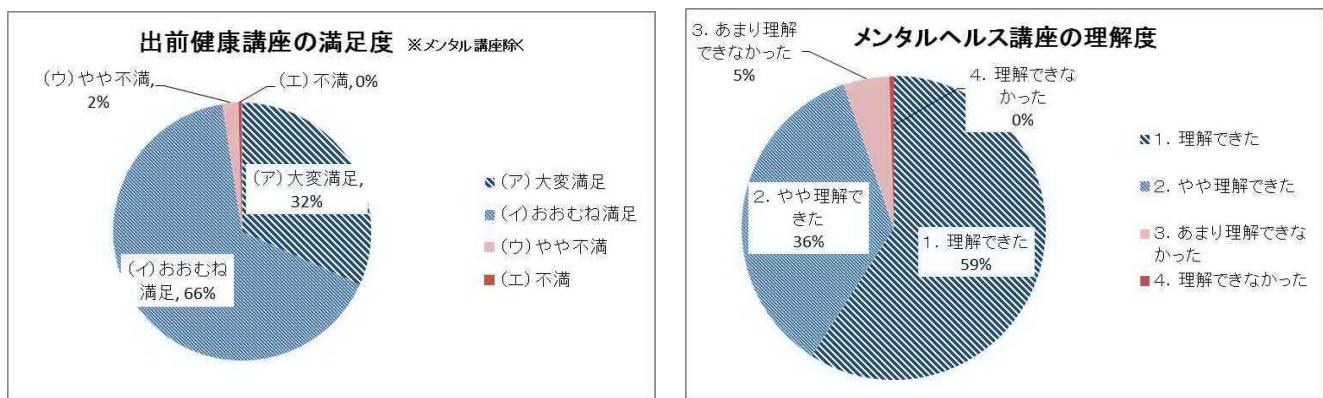
講習のテーマは、船舶所有者や参加される被保険者のご希望を踏まえながら、健康づくりに積極的に取り組んでいただっくりきっかけとなるよう、メタボリックシンドローム対策、糖尿病、高血圧等の生活習慣病予防、メンタルヘルス対策としました。

受講後のアンケート結果では、メンタルヘルス講座を除いた講座の満足度について、「大変満足」、「おおむね満足」とご回答いただいた方が9割以上を占めました。

また、メンタルヘルス講座の理解度については「理解できた」、「やや理解できた」とご回答いただいた方が9割以上を占めました。

【図表 4-24）出前健康講座実施状況】

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
実施回数	11 回	32 回	26 回	25 回	32 回
参加人数	367 人	1,526 人	1,114 人	1,265 人	1,271 人



4) 船員養成校での健康に関する特別講義の開催

船員保険への加入が見込まれる海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、若年時からの健康意識の醸成を目的として、メンタルヘルス等を中心とした健康づくりに関する特別講義を開催しました。

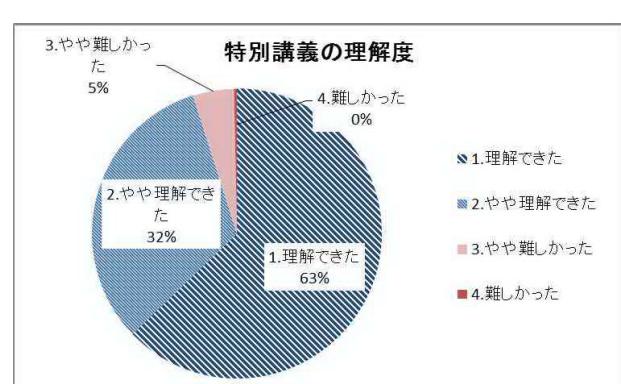
30 年度は、海上技術学校等に加え、新たに水産大学校を含めた計 8 校で実施し、380 名の学生に参加いただきました。

講義内容は、船上という限られた空間での集団生活や、不規則な勤務形態となる特殊な労働環境を踏まえたメンタルヘルスや船内におけるコミュニケーションの取り方等を中心に、29 年度のアンケート結果において「船員保険制度についても知りたい」といったご意見があつたことを踏まえ、船員保険制度の概要説明も含めた内容としました。

その結果、受講時は周りの受講者との意見交換にも積極的に取り組むなど大変熱心に聞いていただくとともに、受講後のアンケートにおいて、「ストレスケアやストレッチなど知ることができてよかったです」、「講義で学んだことを卒業しても活かしていきたい」、「船員保険制度について知ることができてよかったです」等の肯定的な意見が多く寄せられました。

【図表 4-25）特別講義の実施状況】

開催場所	開催日	人数
小樽海上技術学校	平成 30 年 10 月 30 日	27 人
宮古海上技術短期大学校	平成 30 年 11 月 9 日	44 人
館山海上技術学校	平成 30 年 11 月 21 日	38 人
口之津海上技術学校	平成 30 年 11 月 26 日	30 人
唐津海上技術学校	平成 30 年 12 月 5 日	39 人
海技大学校	平成 31 年 1 月 23 日	27 人
水産大学校	平成 31 年 1 月 31 日	64 人
清水海上技術短期大学校	平成 31 年 2 月 22 日	111 人



5) イベント

直接、船員保険加入者と接する機会を活用し、健康づくりのための取組等の船員保険の活動を周知・アピールすることにより、健診の受診率向上や禁煙対策等につなげることを目的として、各地で開催されている港イベント等へ協会けんぽ支部と共同で参加しました。

30年度は3か所の港イベントに参加し、のべ1,108名に出展ブースへ来場いただきました。

出展ブースにおいて血管年齢測定器等の簡易検査を実施するとともに、参加者には健康情報冊子やジェネリック医薬品希望シール等の配布を行い、「今まで健康を意識することがなかったが、今後は食生活にも注意していきたい」等、健康意識の向上が窺える感想が聞かれました。

【(図表4-26) 港イベントの参加】

イベント名	日時	出展ブース	出展ブース来場者数	連携支部
姫路港ふれあいフェスティバル	平成30年7月16日	血管年齢測定	328人	兵庫支部
第23回萩・魚まつり	平成30年10月14日	血管年齢測定 肌年齢測定	399人	山口支部
第37回長崎さかな祭り	平成30年10月21日	血管年齢測定 肌年齢測定	381人	長崎支部

【第23回萩・魚まつりの様子】



【第37回長崎さかな祭りの様子】



(2) 情報提供・広報の充実

加入者の方や船舶所有者の視点に立ったわかりやすく時宜を得た情報提供・広報を意識し、また、過去のアンケート結果において、加入者の方や船舶所有者は、関係団体の機関誌やチラシ等の紙媒体による情報提供・広報を多くご覧になられていたことも踏まえ、紙媒体による広報の強化を図りました。30年度は、特に、生活習慣病予防健診の無料化、70歳以上の高額療養費の自己負担限度額の変更について、重点的に周知、広報を行いました。

i) 「船員保険のご案内」の作成・配布

新たに船員保険制度に加入された方等への情報提供を目的として、船員保険制度の概要や

利用手続き等について説明したパンフレット「船員保険のご案内」を作成し、協会けんぽ支部の窓口、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所、各地方運輸局等の窓口に設置していただきました。



無線医療助言事業

Q 航海上に急病人が出た場合、どのようなサポートが受けられますか？

A 船員保険では、無線医療助言事業を行っています。無線医療助言事業は、航海上中の船内において急病人やけが人が発生した際に、船舶内の衛生管理者などから電話、FAX、メールにより寄せられる相談要請に対し、医師による救命処置の指示などの医療助言が受けられます。

洋上の船舶からの医療助言要請

ヨイマルサット衛星通信などによる世界中の船舶からの要請（電話、FAX、メール）

病院

24時間体制による医師の医療助言（電話、FAX、メール）

病院名	横浜高根病院
メールアドレス	tokyo@muisenryo.jp
連絡先	独立行政法人地域医療機能整備機構（JCHO：ジュイコー）

船員保険の保養事業

Q 船員保険の保養事業とはどのようなものですか？

A 船員保険では保養事業として以下の宿泊補助を行っています。
加入者の皆さまは一泊3,000円の宿泊補助が受けられます。

船員保険の保養事業

1. 旅行代理店の契約旅館を利用した場合の宿泊補助
船員保険の加入者の皆さまが旅行代理店（近畿日本ツーリスト、三井住友）の契約旅館を利用される場合、事前にご予約いただきご宿泊いただくことで1泊3,000円の宿泊補助（1夜中）（4月から翌年3月まで）お1人につき4泊まで）が受けられます。
2. 保養施設・総合福祉センターにおける宿泊補助
船員保険の加入者の皆さまが船員保険事業者または船員宿泊センターにて宿泊の場合、1泊3,000円の宿泊補助が受けられます。
※ 一日帰り入浴を無料で利用できます。
3. 船員保険保養所の代替旅館（契約保養施設）における宿泊補助
船員保険の加入者の皆さまが船員保険事業者等の代替旅館に宿泊した場合に、1泊3,000円の宿泊補助が受けられます。
※ 対象宿泊施設…5施設（近畿日本ツーリスト、三井旅館、ヤマハツリゾート、みどりグリーンステップホリデー、かみの島リゾート、八重尾、高瀬川、高瀬川小屋、山陰の宿）

詳しいは、前回保険にお問い合わせください、ホームページにてご確認ください。

全国健康保険協会 船員保険部
船員保険
TEL: 03-6862-1010 (直通電話) / 03-6862-1010 (内線)
E-mail: kyoukaikenpo.or.jp/senpo

《配布内訳》

協会けんぽ支部	約 2,100 部	労働基準監督署	約 5,500 部
年金事務所	約 3,100 部	地方運輸局等	約 8,600 部
合計	約 19,300 部		

ii) 保険料納入告知書への広報チラシの作成・同封

日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険に関する様々な情報を盛り込んだチラシ「船員保険丸」を同封し、船舶所有者に時宜を得た情報提供を行いました。



【30年度実績】

発送月	内容
4月	30年度健診の案内、マイナンバーによる氏名変更届・住所変更届の原則省略について
5月	メールマガジンの登録案内、特別支給金・独自給付
6月	30年度被扶養者資格再確認業務の周知、限度額適用認定証の利用促進
7月	高額療養費の制度改革、柔整のかかり方
8月	下船後の療養補償について、ジェネリック軽減額通知送付案内
9月	特定保健指導の利用案内、オーダーメイド情報提供通知発送案内
10月	医療機関の上手なかかり方、資格喪失者の保険証返却のお願い
11月	健診未受診者勧奨、被扶養者追加の際の添付書類変更
12月	保養事業案内、傷病手当金申請時のポイント
1月	医療費通知送付案内、歯周病
2月	31年度保険料率改定案内
3月	31年度健診の案内、限度額適用認定証の利用促進

iii) 「船員保険のしおり」の作成・同封

船員保険に加入された方に船員保険についてご理解いただくため、給付内容等について説明した、保険証と一緒に携帯できる大きさのリーフレット「船員保険のしおり」を、保険証を送付する際に同封しました。

【船員保険のしおり（30年6月版）<抜粋>】

《配付枚数》 約 44,000 枚

平成30年6月版

船員保険のしおり

病気やけがをされたときは、病院や診療所・薬局の窓口で、船員保険被保険者証を提示いただき、一定割合の自己負担をお支払いいただけで、必要な療養等が受けられます。なお、正常な妊娠・出産や美容整形、健康診断など病気とみなされない場合は、船員保険はご使用いただけません。

区分	窓口負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学後 70歳未満	3割
70～74歳 (高齢受給者)	高齢受給者証で ご確認ください

高額療養費
●月ごとの医療費の支払いが高額になったとき
自己負担限度額を超えた額が払い戻されます。

自己負担限度額（70歳未満の方）	
被保険者の所得区分	自己負担限度額
標準報酬月額 83万円以上の方	252,600円+（かかった総医療費-842,000円）×1%
標準報酬月額 53万円～79万円の方	167,400円+（かかった総医療費-558,000円）×1%
標準報酬月額 28万円～50万円の方	80,100円+（かかった総医療費-267,000円）×1%
標準報酬月額 26万円以下の方	57,600円
被保険者が市区町村民税の 非課税者等	35,400円

●限度額適用認定証●
医療費が高額になるときは、事前に「限度額適用認定証」の交付を受けていただき、病院等の窓口で提示いただくと、窓口負担を自己負担限度額までに軽減することができます。
なお、制度改正に伴い、平成30年8月より、70歳以上で3割負担をしている一部の方につきましても、限度額適用認定証をご利用いただけるようになります。
(詳しくは船員保険部までお問い合わせください。)

 全国健康保険協会 船員保険部
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

 メールマガジン登録者募集

全国健康保険協会船員保険部では、加入者や船舶所有者の皆様に船員保険のお役立ち情報をメールマガジンでお送りしています。

★ 登録はかんたん、船員保険のホームページから！
★ ご利用は無料（通信費は除く）です！
★ おトクな情報をいち早くお届けします！

・ 船員保険制度に関する最新情報
・ 保険給付申請のノウハウ
・ 健康づくりのお役立ち情報など

船員保険 メルマガ

しおりの内容等に関するお問い合わせは
全国健康保険協会船員保険部
〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2
ステージビルディング14階
電話 0570-300-800
または 03-6862-3060
までお願いいたします。

旅行代理店を活用した保養事業

船員保険の加入者の皆さまが旅行代理店（近畿日本ツーリストまたは日本旅行）の契約宿泊施設をご利用される場合、事前にお手続きいただくことで、1泊3,000円の宿泊補助が受けられます。

補助の対象となる方
船員保険の被保険者および被扶養者

補助額
お1人1泊につき、3,000円を補助します。
※宿泊料金が3,000円未満の場合は、宿泊料金の額が補助額になります。
※補助を受けられるのは、年間（4月から翌年3月までの間）お1人につき4泊までです。

ご注意ください
※ご予約の際には、船員保険の加入者であることを旅行代理店にお伝えください。
※旅行開始日より10営業日前までに全国健康保険協会ホームページより申請、または全国健康保険協会船員保険部へ利用申込書をお送りください。

船員保険では、旅行代理店の契約施設のほか、船員保険保養所等に宿泊された場合にも、宿泊費の補助等を行っています。保養事業の詳細については、ホームページをご覧いただきか、全国健康保険協会船員保険部までお問い合わせください。

iv) 「船員保険通信」の作成・配付

加入者の方や船舶所有者に船員保険を身近に感じていただきため、船員保険の運営状況や決算状況等を記載したリーフレット「船員保険通信」を毎年度作成しており、30年度も10月にすべての被保険者及び船舶所有者に送付しました。

船員保険通信 平成30年版

全国健康保険協会船員保険部では、船員保険の加入者の皆さまに船員保険を身近に感じていただくため、毎年1回、「船員保険通信」を発行しております。

29年度の決算状況、船員保険事業に割り当てる情報を加入者の皆さまにお届けします。

1ページ 生活習慣病予防健診（一般健診・巡回健診）が無料になりました!
2ページ 29年度決算、船員保険事業の概要
3ページ 船員さんは喫煙率が高いので要注意! COPD（慢性閉塞性肺疾患）
4ページ ジェネリック医薬品を使用してみませんか?
5ページ 高齢者特典の「助力」
6ページ 29年度の船員保険事業の概要
7ページ 船員保険の船員保険について



平成30年度から 生活習慣病予防健診（一般健診・巡回健診）が 無料になりました!

船員保険では、平成30年度から生活習慣病予防健診の「一般健診」と「巡回健診」が無料になりました。また、「巡回健診」についても大幅に負担を軽減いたしました。

生活習慣病予防健診を受診いただくことにより、船員手帳に健康認印を受けることもできます。一部の扶養控除があります。また、扶養控除を受けながら、ぜひ生活習慣病予防健診をご利用ください。

詳しくは、封筒の「生活習慣病予防健診のご案内」をご覧ください。
詳しくは、封筒の「生活習慣病予防健診のご案内」をご覧ください。



全国健康保険協会船員保険部からのお願い

健康づくり、医療費適正化にご協力をお願いします!

船員さんは喫煙率が高いので要注意! COPD（慢性閉塞性肺疾患）

船員保険会員の喫煙率は44.5%で、厚生労働省の国民健康・栄養調査の吸烟率18.3%を大きく上回っています（平成28年度）。喫煙を続いていると、肺がんやCOPD（慢性閉塞性肺疾患）のリスクが高まります。

COPDは、既往歴がなくなり、肺の機能が徐々に弱られて、空気を出し入れるために必要な弾力がなくなる病気です。重症化すると呼吸不全になって、酸素ボンベが必要になったり死に至ります。確実に肺の機能を元に戻らないうち、発症前に予防することが大切です。



最大の原因は「喫煙習慣」

COPD本名「たばこ病」とも呼ばれ、発病する人の約90%は喫煙者があります。喫煙の喫煙習慣によって肺の機能が徐々に破壊されるため、今は早期症状がなくても将来発症する可能性があります。



予防の基本…禁煙する!

他の悪性が確実されてしまうと、元の状態には戻りません。しかし、禁煙することで進行を遅らせることができます。今から肺腫に罹患し、COPDを予防しましょう。

ジェネリック医薬品を使用してみませんか?

船員保険では、加入者の皆さまのお薬代の負担を軽減するとともに、船員保険財政の改善にもつなげることから、「ジェネリック医薬品」「廉価医薬品」の導入を促進しています。

ジェネリック医薬品とは何ですか?

ジェネリック医薬品は、これまで使われてきた先発医薬品が切れた時に、同じ有効成分を使い製造販売する医薬品です。

有効性・安全性・品質が同等であるものとして厚生労働大臣が製造販売の承認を行っており、一般的に先発医薬品に比べて低価格です。



業界別取扱い件数	業界別取扱い件数
6,642万	4,591万～5,223万
内閣府統計	内閣府統計
1,424～2,256万	1,424～2,256万
内閣府統計	内閣府統計

ジェネリック医薬品を薦め方してもらおうには?

医師または薬剤師に相談ください。



この医薬品、ジェネリックに替わられませんか?
いいえ、このお薬なら変えられます。

2種類のが違う方にどうぞ。
2種類のコントロール薬を服用していませんか?
私がせんはこれでどう?
これがどうにかならないであります。

・ジェネリック医薬品と先発医薬品の有効成分は同じですが、副作用には個人差があります。注意をお願いします。場合、ジェネリック医薬品に変更することができます。
変色や変味は医師または薬剤師にご相談ください。

《配布内訳》

被保険者 約 58,600 部 、船舶所有者 約 4,400 部
合計 約 63,000 部

v) 関係団体への広報

関係団体の皆様にご協力をいただき、9つの機関誌に延べ62件掲載していただきました。

また、30年度は日本海事新聞、水産経済新聞に定期的に「健診無料化」と「保養事業の推進」について広報を掲載しました。

《掲載いただいた関係団体》※50音順

- 一般財団法人船員保険会
- 一般社団法人大日本水産会
- 一般社団法人日本船主協会
- 一般社団法人日本旅客船協会
- 公益財団法人日本海事広報協会
- 国土交通省海事局
- 船員災害防止協会
- 全日本海員組合
- 日本内航海運組合総連合会

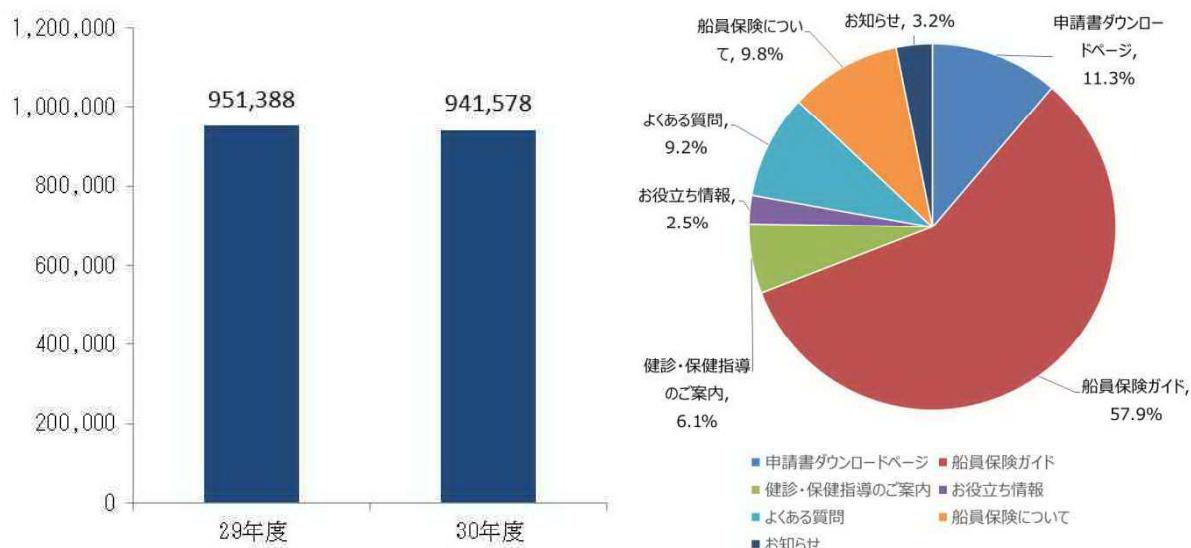
vi) ホームページやメールマガジンでの広報

ホームページの30年度の総アクセス件数は941,578件（月平均で約78,500件）でした。船員保険制度の内容や利用方法等を説明した「船員保険ガイド」が全体の約58%を占め、その中でも、具体的な場面ごとにおける船員保険の利用方法を説明した「こんなときどうする」のアクセス件数が最多でした。

29年度と比較すると、総アクセス数は9,810件減少していますが、「船員保険ガイド」に対するアクセス数が減少したことが主な要因です。

なお、30年度は生活習慣病予防健診が無料化になったことをトップページに掲載したこと等により、健康診断に関するページへのアクセス数は23,231件となり、29年度と比較して5,488件増加しました。

【(図表4-27) 船員保険ホームページのアクセス件数(全体)】



メールマガジンについては、毎月第3営業日を配信日として加入者の方や船舶所有者を中心とした会員の皆様に、折々における船員保険の取組、各種事務手続きや健康づくりに関する情報をお届けしました。また、2月には臨時号として「31年度の保険料率」に関するお知らせを行いました。

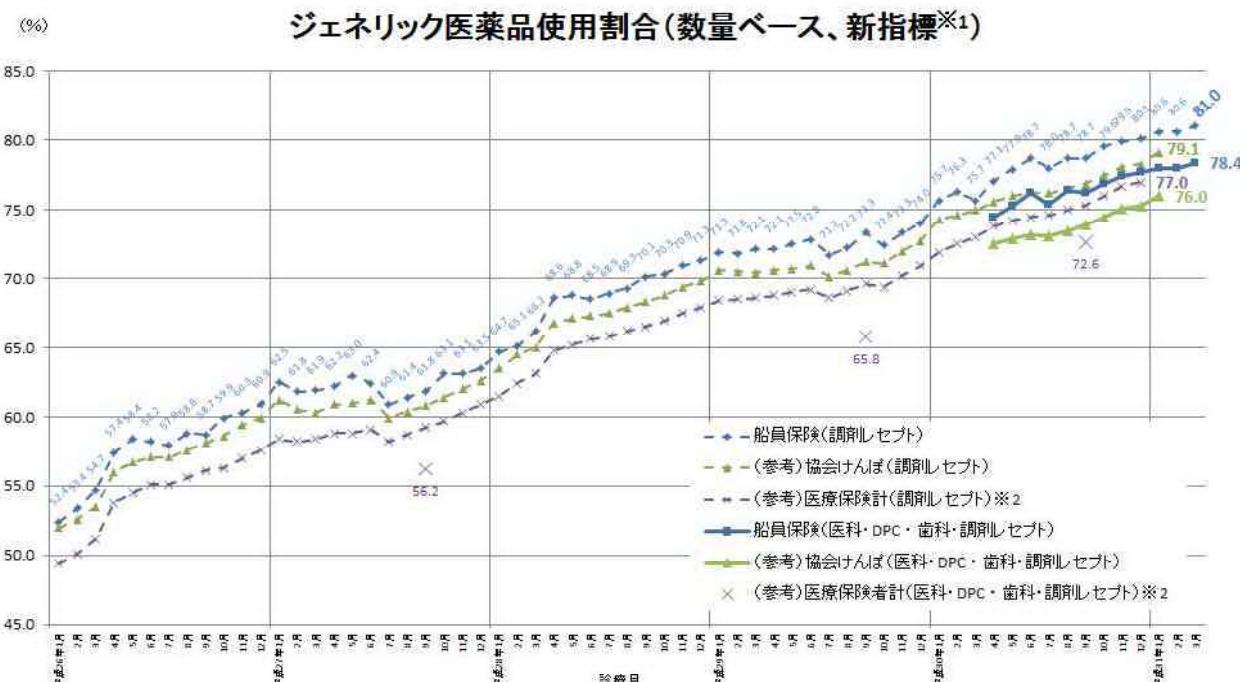
メールマガジンの登録件数の拡大に向けては、船員保険部で使用する封筒や、すべての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元バーコードを掲載するなどした結果、30年度中に72人（30年3月末から12.2%増）の新規登録があり、会員数は31年3月末現在で662人となりました。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

加入者の皆様の薬代負担の軽減や船員保険財政の改善につながるジェネリック医薬品の使用を促進するため、ジェネリック医薬品軽減額通知の送付、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行ったほか、ホームページや関係団体の機関誌等を活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施しました。31年3月診療分の船員保険のジェネリック医薬品の使用割合は81.0%（調剤レセプトのみを対象とした使用割合）となり、30年度のKPI 76.2%を4.8ポイント上回っています。新指標での算出が開始された25年度当初の約45%から大幅に増加し、医療保険の平均使用割合を上回る水準で推移しています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において「2020年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%以上」とされたすべてのレセプトを対象とした使用割合は、31年3月診療分で78.4%となっています。

【(図表4-28) ジェネリック医薬品使用割合】



※1 「新指標」とは、[(後発医薬品の数量) / ((後発医薬品のある先発医薬品の数量) + (後発医薬品の数量))]で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

※2 医療保険計(公費負担医療を含む)は厚生労働省調べ。

※3 後発医薬品の収載月(6月と12月)には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、新指標による後発医薬品割合が低くなることがある。

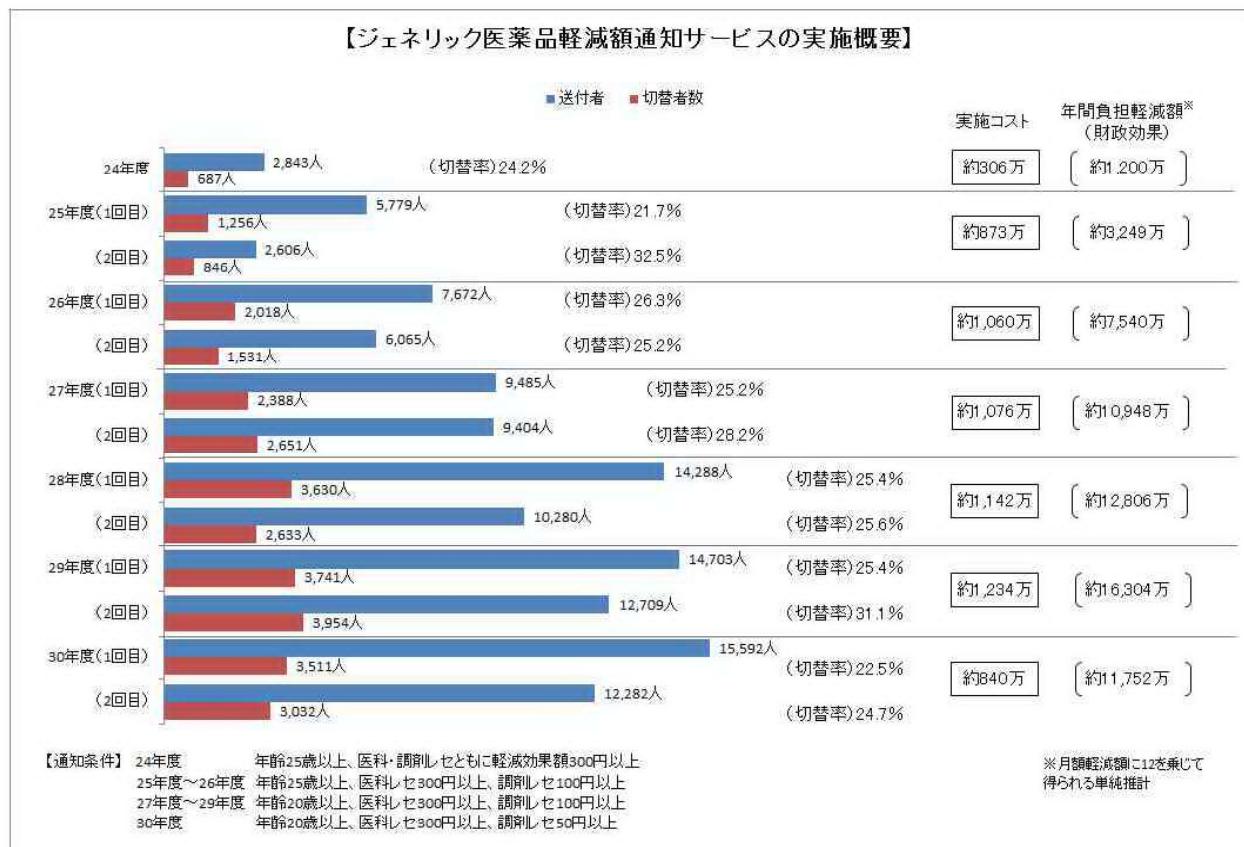
i) ジェネリック医薬品軽減額通知

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担の軽減額をお知らせする取組を実施しています。この取組は、毎年度、通知条件を拡大するなど実施方法の見直しを行うとともに、被保険者と被扶養者とで同封するリーフレットを変えるなど、費用対効果を勘案しつつより効果的に実施しています。

30年度は、通知条件を医科レセプト300円以上、調剤レセプト50円以上(29年度までは医科レセプト300円以上、調剤レセプト100円以上)、とし、1回目のお知らせとして30年9月に15,592人に、2回目のお知らせとして31年3月に12,282人に、それぞれ送付しました。

このような取組の結果、30年9月時点では1回目通知を送付した方のうち22.5%に当たる3,511人が、また、31年4月時点では2回目通知を送付した方のうち、24.7%に当たる3,032人がジェネリック医薬品に切り替えていたことから、単純推計すると年間約118百万円の財政効果が得られたことになります。

【(図表4-29) ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施概要】



ii) シールの作成・配布

ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼りつけて使用することができるジェネリック医薬品希望シールを作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約73,000枚を配布するなどの取組を行いました。

また、船員保険の活動内容を広く発信する取組の一環として、地方自治体等が開催するイベント等に参加した際にもジェネリック医薬品希望シールを配布しました。

3. 組織体制の強化

(1) 人事評価制度の適正な運用

職員の目標管理を明確にした人事評価制度を通じて、組織目標の達成を促すとともに、高い実績を上げた職員に対して適正な処遇を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図りました。

30年度は、グループ長補佐以上の階層別研修において、人事評価における目標設定やその目標を達成するための日々の業務管理や進捗管理、評価結果のフィードバックが、協会が期待する職員の育成や組織強化に通じることについて、意識付けを促しました。

(2) OJTを中心とした人材育成

基盤的保険者機能を盤石なものとし、戦略的保険者機能の発揮を確実なものとしていくため、これらの機能を支える組織・運営体制を強化していくよう、協会では、職場における人材育成（OJT）を中心に、それを補完する集合研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせることにより、計画的な人材育成に取り組んでいます。30年度においても、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土の醸成を進め、個人及び組織全体における人材育成を推進しました。

職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、全階層の等級・役割に応じた階層別研修、業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得するための業務別研修及び階層や業務分野に関わらず職員として理解すべき知識等を習得するためのテーマ別研修を実施しました。加えて、職員の自己啓発支援として、通信教育講座の斡旋を実施しました。また、戦略的保険者機能の更なる発揮のため、新たな人材育成の仕組みの導入に向け、情報収集をしました。

(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

費用対効果を踏まえたコスト削減のための取組としては、引き続き、調達（入札）や消耗品の発注システムを活用した隨時発注による適切な在庫管理等を実施しました。

調達にあたっては、契約の透明性を高めるとともに調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約が必要なものについては、本部・支部ともに調達審査委員会において個別に調達内容、調達方法、調達費用等の妥当性について審査を行っています。

また、本部及び支部で使用する消耗品について、本部で全国一括調達（入札）を行っています。消耗品のうち、コピー用紙、トナー、各種封筒等についてはスケールメリットによるコストの削減を図ったほか、事務用品等については、スケールメリットによるコスト削減に加え、発注システムを活用し、隨時発注による在庫量の適正化も併せて図りました。

(4) コンプライアンスの徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）の推進を図るため、30年12月に開催した本部コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する取組等について審議しました。

併せて、全職員に対してコンプライアンス及びハラスメント防止に関する研修を30年度も引き続き実施するとともに、新規採用者全員を対象とした採用時の研修においても講座を設け、その徹底に努めました。

さらに、ハラスメント防止に関しては、本部主催の集合研修として、5・6月にハラスメント発生時対応研修を実施し、実際にハラスメントが発生した時に管理職としてどう対処したらよいか（初動対応、事実確認方法等）、適切な対応と被害の拡大防止等についての知識・スキルを習得させました。

このほか、全職員に行動規範小冊子を常時携行させ、コンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する職員の意識の醸成を図りました。

(5) リスク管理

大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応等、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図るため、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施しました。

i) 大規模自然災害への対応

大規模な災害等が発生し、協会本部の業務遂行が困難となった場合、加入者及び事業主等の利益に影響する業務を優先して継続・復旧させるための体制構築を目的として、「事業継続計画」を29年4月に策定しましたが、事業継続計画に定めた非常時優先業務を継続するためには、協会業務の運営の根幹を担っている情報システムの継続稼働が不可欠であることから、予め情報システムに対する十分な備えとして、事業継続計画と整合性が確保された「情報システム運用継続計画」を30年5月に定めました。

ii) 情報セキュリティの強化

情報セキュリティに関しては、「平成30年度情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、全職員を対象に情報セキュリティ教育や訓練・自己点検等の取組を実施しました。

[自己点検]

情報セキュリティのルールを遵守しているか検証するため、30年7月に自己点検を実施し、前年度より遵守率が向上していることを確認しました。

[研修・訓練]

30年10月に情報セキュリティ研修をオンライン化し、従来の集合型研修から個別型研修にすることで、個々の理解度を把握できるよう管理機能を向上させ、理解度の低い職員に対して個別指導を実施することにより、協会全体の理解度の底上げを図りました。

また、30年11月にCSIRT^{*}における「被害の拡散を防止するための迅速かつ的確な初動

対応の実施」、「再発防止に向けた対策の速やかな実施」を念頭に置いて、厚生労働省と連携し、インシデント対応訓練（協会ホームページにおいて、不審なファイルが作成されていたため、WEB サーバーの処理スピードが低下した場合を想定）を実施し、インシデント対応能力の向上を図りました。

このほか、31 年 2 月に不審メールを受信した際に定められた手順で対処しているか検証するため、標的型メール攻撃のインシデント対応訓練を実施し、不審メールを受信した際の初動対応や報告先について確認しました。また、ホームページを対象に、外部からの不正アクセスに対して十分なセキュリティ強度があるか検証するため、ペネトレーションテストを実施し、脆弱性がないことを確認しました。

※CSIRT とは Computer Security Incident Response Team の略。情報セキュリティインシデント発生時の対応を専任する体制として 28 年 9 月に本部内に設置しています。

[その他]

情報セキュリティ対策の包括的な規程である「全国健康保険協会情報セキュリティ規程」について、30 年 7 月に改定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準拠するよう 31 年 3 月に改定しました。

iii) 個人情報保護の徹底

全職員を対象として個人情報保護研修を実施するとともに、保有個人情報の適正な管理・廃棄等の強化・徹底をするため、「保有個人情報廃棄マニュアル」を 30 年 9 月に策定しました。

4. 運営に関する重要業績評価指標（KPI）一覧

（1）基盤的保険者機能

具体的施策	KPI	結果	
効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	0.35%	0.35%
柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	0.90%	0.87%
返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	<p>① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1ヶ月以内の保険証回収率を対前年度以上とする</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> <p>③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</p>	<p>①84.6%</p> <p>②64.14%</p> <p>③0.087%</p>	<p>①89.0%</p> <p>②56.95%</p> <p>③0.071%</p>
サービス向上のための取組	<p>① サービススタンダードの達成状況を100%とする</p> <p>② 保険証の3営業日以内の発行を100%とする</p>	<p>①100%</p> <p>②100%</p>	<p>①99.97%</p> <p>②100%</p>
高額療養費制度の周知	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を80%以上とする	80%	75.9%
被扶養者資格の再確認	被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とする	93.8%	94.1%

(2) 戰略的保険者機能

具体的施策	KPI			結果
特定健康診査等の推進	① 生活習慣病予防健診受診率を40%以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を28%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を20%以上とする	①40% ②28% ③20%		①41.2% ②25.1% ③25.0%
特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を18%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を12%以上とする	①18% ②12%		①8.4% ②18.2%
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合を76.2%以上とする	76.2%		81.0%

第5章 その他

(1) 東日本大震災への対応

23年3月に発生した東日本大震災では、医療保険者として被災された加入者の費用負担の軽減等についての対応を行うほか、自治体等との連携による被災地での支援活動を行ってきました。このうち費用負担の軽減については、国の方針や財政措置等を踏まえ、30年度においても引き続き、被災された加入者への必要な措置を以下のとおり実施しました。

i) 医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除

原発事故に伴う警戒区域等の被災された加入者について、協会が発行する免除証明書を提示することにより、医療機関等を受診した際の窓口負担（一部負担金等）を免除する措置を30年度も継続実施しました。なお、28年4月1日から29年2月17日の間において居住制限区域・避難指示解除準備区域の指定が解除された地域又は29年2月17日現在において29年3月末の指定の解除が決定された地域の上位所得者については、29年9月30日で免除措置を終了しました。また、29年2月18日から30年2月5日の間において居住制限区域・避難指示解除準備区域の指定が解除された地域（29年2月17日現在において29年3月末の指定の解除が決定された地域を除く）の上位所得者については、30年2月28日で免除措置を終了しました。

【船員保険における一部負担金等の免除証明書の有効枚数】

	有効枚数
平成31年3月31日現在	14枚(8世帯)

ii) 健診及び保健指導を受けた際の自己負担分の還付

原発事故に伴う警戒区域等の被災された加入者について、受診した健診・保健指導に係る自己負担分の還付を30年度も継続実施しましたが、対象となる方はいませんでした。なお、上位所得者のうち、28年度中に居住制限区域・避難指示解除準備区域の指定が解除された地域の加入者については29年度内の受診をもって還付を終了しました。

(2) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付について

平成31年1月、厚生労働省が調査・公表している毎月勤労統計調査において、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことにより、平成16年度以降の同調査における賃金額が低めに出ていたことがわかりました。

船員保険の職務上災害に係る障害年金や遺族年金等の給付では、この調査の平均給与額を基礎としたスライド率を活用しているため、平成16年度以降に受給した方の一部に対して、追加給付が必要となりました。

障害年金・遺族年金を受給中の方のうち追加給付の対象となった 6,609 人の方については、平成 31 年 4 月に不足分のお支払いを行いました。内訳は、障害年金として約 63 百万円 (1,013 人)、遺族年金として約 280 百万円 (5,596 人) となっています。

過去に障害年金・遺族年金等を受給されていた方のうち追加給付の対象となる約 4.5 千人の方については、令和元年 5 月下旬から順次お知らせをお送りし、令和元年 6 月から順次お支払いを開始しています。

平成 30 年度の財務諸表等

平成 30 年度

決 算 報 告 書

【船員保険勘定】

第 11 期

自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

全国健康保険協会

船員保險勘定

決算報告書

(船員保険勘定)

(単位:百万円)

収 入				
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
保険料等交付金	36,545	36,390	△155	標準報酬月額が見込みを下回ったことによる保険料収入の減
疾病任意継続被保険者保険料	1,227	1,176	△50	被保険者数が見込みを下回ったことによる保険料収入の減
国庫補助金	2,786	2,844	57	介護保険事業費補助金の増 注1①
国庫負担金	163	163	-	
職務上年金給付費等交付金	5,408	5,408	-	
貸付返済金収入	0	-	△0	
運用収入	0	0	0	
雑収入	81	89	8	
累積収支からの戻入	1,624	1,616	△8	
計	47,835	47,687	△148	
支 出				
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
保険給付費	26,784	25,976	△808	医療給付費が見込みを下回ったことによる減 注1②、注2、注3
拠出金等	10,128	10,038	△90	
前期高齢者納付金	3,104	3,099	△6	
後期高齢者支援金	6,884	6,871	△13	
退職者給付拠出金	140	68	△72	拠出率の減
病床転換支援金	0	0	△0	
介護納付金	3,035	3,094	59	
業務経費	2,928	2,491	△437	
保険給付等業務経費	137	105	△32	
レセプト業務経費	23	14	△8	
保健事業経費	921	783	△138	受診者の健診費用単価の平均が見込みを下回ったことによる減
福祉事業経費	1,797	1,567	△230	特別支給金等が見込みを下回ったことによる減 注4
その他業務経費	49	21	△28	
一般管理費	1,231	836	△394	
人件費	436	374	△62	職員給与の減 注5
福利厚生費	1	0	△1	
一般事務経費	793	462	△332	システム経費が予算を下回ったことによる減
貸付金	0	-	△0	
雑支出	58	88	30	職務上年金給付費等交付金返還金の増 注1③
予備費	150	-	△150	
累積収支への繰入	3,521	-	△3,521	
計	47,835	42,524	△5,311	
収支差	0	5,163	5,163	

(注1) 東日本大震災関係については以下のとおり。

① 国庫補助金には、平成30年度災害臨時特例補助金、平成30年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金を含めて計上している。

② 保険給付費には、一部負担金等免除に伴う費用(0.6百万円)を含めて計上している。

③ 雜支出には、平成29年度災害臨時特例補助金返還金、平成29年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金返還金を含めて計上している。

(注2) 熊本地震について、保険給付費に一部負担金等免除に伴う費用(0.3百万円)を含めて計上している。

(注3) 平成30年7月豪雨について、保険給付費に一部負担金等免除に伴う費用(2百万円)を含めて計上している。

(注4) 福祉事業経費には、特別支給金(予算額:1,445百万円、決算額:1,346百万円)など、職務上の事由による保険給付を受給している者に対し付加的に支給する現金給付の費用が含まれている。

(注5) 常勤職員に係る人件費は、決算報告書では一般管理費の人件費として計上しているが、損益計算書では各業務に従事する者に係る人件費は各業務経費に計上している。

(注6) 収支差5,163百万円は、累積収支に繰り入れる。

(注7) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

平成 30 年度
財 務 諸 表
【船員保険勘定】

第 11 期

自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

全国健康保険協会

船員保險勘定

【船員保険勘定】

貸 借 対 照 表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額
資産の部	
I 流動資産	
現金及び預金	51,677,577,533
未収入金	2,840,009,917
前払費用	8,084
貸倒引当金	△ 101,420,896
流動資産合計	54,416,174,638
II 固定資産	
1 有形固定資産	
建物	7,713,196
工具備品	3,238,198
有形固定資産合計	10,951,394
2 無形固定資産	
ソフトウェア	117,777,412
無形固定資産合計	117,777,412
固定資産合計	128,728,806
資産合計	54,544,903,444

(単位：円)

科 目	金 額
負債の部	
I 流動負債	
未払金	3,266,138,408
未払費用	8,796,650
預り補助金	299,000
前受収益	111,495,641
賞与引当金	28,764,934
役員賞与引当金	1,564,717
流動負債合計	3,417,059,350
II 固定負債	
退職給付引当金	513,937,074
役員退職手当引当金	348,507
固定負債合計	514,285,581
負債合計	3,931,344,931
純資産の部	
I 資本金	
政府出資金	465,124,590
資本金合計	465,124,590
II 船員保険法第124条の準備金	
準備金	46,652,811,876
準備金合計	46,652,811,876
III 利益剰余金	
当期未処分利益	3,495,622,047
(うち当期純利益)	(3,495,622,047)
利益剰余金合計	3,495,622,047
純資産合計	50,613,558,513
負債・純資産合計	54,544,903,444

【船員保険勘定】

損 益 計 算 書

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月 31日

(単位：円)

科 目	金 額		
経常費用			
事業費用			
保険給付費		25,993,041,320	
拠出金等			
前期高齢者納付金	3,098,617,659		
後期高齢者支援金	6,871,339,555		
退職者給付拠出金	68,109,325		
病床転換支援金	39,814		
介護納付金		10,038,106,353	
業務経費			3,093,569,650
保険給付等業務経費			
人件費	281,048,579		
福利厚生費	355,238		
委託費	23,111,452		
郵送費	20,502,017		
減価償却費	39,913,012		
その他	38,117,226	403,047,524	
レセプト業務経費			
人件費	30,233,440		
福利厚生費	26,643		
委託費	9,294,670		
郵送費	1,094,027		
減価償却費	7,909,644		
その他	476,649	49,035,073	
保健事業経費			
健診費用	459,863,548		
委託費	307,996,720		
郵送費	9,166,565		
その他	6,115,225	783,142,058	
福祉事業経費			
福祉事業給付金	1,354,032,965		
委託費	193,883,800		
郵送費	1,926,446		
減価償却費	3,895,125		
その他	5,904,280	1,559,642,616	
その他業務経費		20,947,794	2,815,815,065
一般管理費			
人件費		117,783,604	
福利厚生費		100,532	
一般事務経費			
委託費	204,159,371		
地代家賃	85,359,372		
システム関連費	3,894,582		
その他	143,452,972	436,866,297	
減価償却費		1,453,743	
その他		77,391	556,281,567
事業費用合計			42,496,813,955

(単位：円)

科 目	金 額		
保険料等交付金収益		36,390,000,000	
疾病任意継続被保険者保険料収益		1,122,185,632	
職務上年金給付費等交付金収益		5,378,985,099	
国庫補助金収益		2,842,052,000	
国庫負担金収益		163,247,000	
診療報酬返還金収入		69,585	
返納金収入		53,212,821	
損害賠償金収入		30,415,534	
その他		5,100	
事業収益合計			45,980,172,771
事業外収益			
財務収益			
受取利息	486,482	486,482	
雑益		81,554	
事業外収益合計			568,036
経常収益合計			45,980,740,807
経常利益			3,483,926,852
特別利益			
貸倒引当金戻入益		11,702,498	11,702,498
税引前当期純利益			3,495,629,350
法人税、住民税及び事業税			7,303
当期純利益			3,495,622,047

【船員保険勘定】

キャッシュ・フロー計算書

自 平成30年4月1日
 至 平成31年3月31日
 (単位:円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 26,023,801,869
拠出金等支出	△ 10,047,375,353
介護納付金支出	△ 3,101,867,650
国庫補助金返還金支出	△ 30,261,901
人件費支出	△ 404,054,681
その他の業務支出	△ 2,805,774,403
保険料等交付金収入	36,364,000,000
疾病任意継続被保険者保険料収入	1,172,598,570
国庫補助金収入	8,251,206,000
国庫負担金収入	163,247,000
その他の業務収入	137,073,736
小計	3,674,989,449
利息の受取額	486,482
法人税等の支払額	△ 6,813
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,675,469,118
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 624,240
無形固定資産の取得による支出	△ 43,250,409
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 43,874,649
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	0
IV 資金の増加額	3,631,594,469
V 資金期首残高	48,045,983,064
VI 資金期末残高	51,677,577,533

【船員保険勘定】

利益の処分に関する書類

(単位 : 円)

科 目	金 額
I 当期末処分利益 当期純利益	3,495,622,047 3,495,622,047
II 利益処分額 船員保険法第124条の準備金繰入額	3,495,622,047 3,495,622,047
III 次期繰越利益	-

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の船員保険法第124条の準備金残高は 50,148,433,923円となります。

【船員保険勘定】

注　記　事　項

I 財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成 20 年 9 月 26 日厚生労働省令第 144 号）に定める基準により作成しております。

II 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 13～15 年

工具備品 5～15 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用のソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に 5 年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 23 日法律第 30 号）附則第 26 条第 3 項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第 27 条第 2 項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 182 号）第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

3. 船員保険法第124条の準備金の計上基準

船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、船員保険法施行令（昭和28年8月31日政令第240号）第28条に定める基準により、計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

5. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

III 貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額	19,361,517円
----------------	-------------

IV 損益計算書関係

該当事項は、ありません。

V キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	51,677,577,533円
資金期末残高	51,677,577,533円

VI 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正15年6月30日勅令第243号）第1条に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	51, 677, 577, 533	51, 677, 577, 533	—
(2) 未収入金 貸倒引当金	2, 840, 009, 917 △101, 420, 896		
	2, 738, 589, 021	2, 738, 589, 021	—
資産 計	54, 416, 166, 554	54, 416, 166, 554	—
(1) 未払金	3, 266, 138, 408	3, 266, 138, 408	—
負債 計	3, 266, 138, 408	3, 266, 138, 408	—

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

VII 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当協会は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤続年数及び等級に基づく累積ポイント並びに退職事由に基づき決定された一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	500, 096, 346 円
勤務費用	30, 505, 368 円
利息費用	549, 697 円
数理計算上の差異の発生額	△3, 225, 861 円
退職給付の支払額	△2, 286, 604 円
退職給付債務の期末残高	525, 638, 946 円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前

払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	525, 638, 946 円
未積立退職給付債務	525, 638, 946 円
未認識数理計算上の差異	△11, 701, 872 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	513, 937, 074 円
退職給付引当金	513, 937, 074 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	513, 937, 074 円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	30, 505, 368 円
利息費用	549, 697 円
数理計算上の差異の費用処理額	△1, 602, 519 円
確定給付制度に係る退職給付費用	29, 452, 546 円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 0.11%

VII 重要な債務負担行為

該当事項は、ありません。

IX 重要な後発事象

毎月勤労統計調査の不適切な取扱いの影響について

厚生労働省における毎月勤労統計調査の不適切な取扱いに関し、平成31年4月10日付で関係政省令の改正が行われました。当該関係政省令の改正により、障害年金や遺族年金等の追加給付を行うこととなりました。

障害年金・遺族年金を受給中の方のうち、追加給付の対象となった方に対し、平成31年4月に約343百万円を支払いました。

また、過去に障害年金・遺族年金等を受給されていた方のうち、追加給付の対象となる方についても、順次支払いを行う予定です。

なお、これらの追加給付に要する費用（給付費、事務経費等）については、今後国から補填を受けることとなっています。

X その他の注記事項

東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した平成30年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱（平成30年4月1日厚生労働省発保0401第1号厚生労働事務次官通知）の3及び平成30年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付

要綱（平成 30 年 5 月 21 日厚生労働省発保 0521 第 4 号厚生労働事務次官通知）の 3 に定める事業に係る国庫補助金受入額並びにその使用状況は以下のとおりであります。

(単位：円)

対象事業	受入額	使用状況 (*1)	残額 (*2)
医療保険事業	871,000	573,000	298,000
特定健診事業	1,000	—	1,000
合 計	872,000	573,000	299,000

(*1) 船員保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等による費用であり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

(*2) 国庫補助金の未使用額は、翌事業年度以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。また、前事業年度の未使用額については、当事業年度に 392,000 円を返還し、前事業年度に計上した預り補助金（期首残高 392,000 円）を全額取崩ししております。

【船員保険勘定】

附 屬 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿額	摘要
有形固定資産	建物	19,068,093	-	-	19,068,093	11,354,897	1,284,507	7,713,196	
	工具備品	11,244,818	-	-	11,244,818	8,006,620	2,008,561	3,238,198	
	計	30,312,911	-	-	30,312,911	19,361,517	3,293,068	10,951,394	
無形固定資産	ソフトウェア	801,711,111	50,375,229	-	852,086,340	734,308,928	49,878,456	117,777,412	注 1
	ソフウェア仮勘定	25,404,354	-	25,404,354	-	-	-	-	注 2
計	827,115,465	50,375,229	25,404,354	852,086,340	734,308,928	49,878,456	117,777,412		

(注 1) 当期増加額は、番号制度対応のためのアプリケーション開発業務 (船員保険システム) フェーズ2 (22,879,179円)等であります。

(注 2) 当期減少額は、ソフトウェアへの振替によるもの(25,404,354円)であります。

2. 引当金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	目的の使用	当期減少額		期末残高	摘要
				その他	その他		
賃倒引当金	132,882,274	101,420,896	19,758,880	113,123,394	-	101,420,896	
賞与引当金	27,988,061	28,764,934	27,988,061	-	-	28,764,934	
役員賞与引当金	1,490,205	1,564,717	1,490,205	-	-	1,564,717	
退職給付引当金	486,771,132	29,452,546	2,286,604	-	-	513,937,074	
役員退職手当引当金	265,253	83,254	-	-	-	348,507	
計	649,396,925	161,286,347	51,523,750	113,123,394	-	646,036,128	

(注 1) 当期減少額のその他は、洗替法による戻入額を計上しております。

3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	(単位：円)
資本金		465,124,590	-	-	465,124,590	
政府出資金		43,833,536,453	2,819,275,423	-	46,652,811,876	注1
船員保険法第124条の準備金		2,819,275,423	3,495,622,047	2,819,275,423	3,495,622,047	
利益剰余金						
当期未処分利益						

(注1) 当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

4. 国等からの財源措置等の明細

区分	当期交付額	左の会計処理内訳		(単位：円)
		前受交付金計上	収益計上	
保障給付費等補助金	2,776,986,000	-	2,776,986,000	
特定健診・保健指導国庫補助金	7,753,000	-	7,753,000	
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	15,678,000	-	15,678,000	
災害臨時特例補助金（医療保険）	573,000	-	573,000	
介護保険事業費補助金	42,416,000	-	42,416,000	
事務費負担金	163,247,000	-	163,247,000	
計	3,006,653,000	-	3,006,653,000	

5. 役員及び職員の給与、費の明細

(単位：円、人)

区分	報酬又は給与		支給額	支給人員	支給額	支給人員	退職手当
	支給額	支給人員					
役員	(45,640)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	17,946,973	1					-
職員	(25,033,370)	(11)	(11)	(46)	(2,286,604)	(1)	(-)
	304,789,410						
計	(25,079,010)	(11)	(11)	(47)	(2,286,604)	(1)	(-)
	322,736,383						

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によつております。

(注3) 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

(注4) 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険規定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与、退職手当については、各勘定に共通する経費として按分計算しております。

ですが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

(注5) 非常勤の役員及び職員は、外数として()で記載しております。